

平成21年度第2回福島県農業振興審議会議事録

- 1 日 時 平成21年10月26日(月) 10:30~15:35
- 2 場 所 杉妻会館 三階「百合」
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 議 事
 - (1) 農業・農村の動向等に関する年次報告について
 - (2) 新たな農林水産業振興計画(中間整理案)について
全体概要等について
主要指標について
地方計画について
- 5 審議経過

(開 会)

司 会
(企画主幹)

ただ今より、第2回福島県農業振興審議会を開催いたします。
本日の司会進行を務めさせていただきます農林水産部企画主幹の野地でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして確認させていただきます。本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、県民の皆様
に公開することとなっておりますので、御了承願います。

それでは早速会議に移らせていただきます。

本日、農林水産部長が所用により欠席しておりますので、農林水産部技監よりごあいさつを申し上げます。

農 林 水 産 部
技 監

おはようございます。一言ごあいさつを申し上げます。
皆様には日頃からそれぞれのお立場で、本県の農業・農村の発展のために多大なご尽力をいただきまして、厚く感謝を申し上げます。

御承知のとおり、国におきましては、新しい政権が誕生しまして、戸別所得補償制度の創設など、マニフェストの実現に向けました新たな政策が検討されているところです。

このことは、本県農林水産業の振興にも大きな影響を及ぼしますことから、去る10月9日に、農政の検討にあたっては、地方の声を十分に聴いて最大限の配慮をすること、農業経営の安定と食料自給率の向上に向けた確たる施策を構築すること等を国へ緊急要望をしてきた

ところであり、今後も国の動向を注視して、適切に対応してまいる考えです。

本日の審議会では、まず、報告事項といたしまして、福島県農業・農村振興条例に基づく、平成 20 年度の本県農業・農村の動向に関する年次報告についてご説明申し上げ、次に新たな農林水産業振興計画の中間整理案ということで、全体概要、施策の方向、主要指標等についてご審議をいただきたいと考えております。

今後は、本日の審議の結果を基に、パブリックコメント、地方説明会などを進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきますよう、お願い申し上げます、あいさつといたします。どうぞよろしく願いいたします。

司 会 続きます、千葉会長にごあいさつをお願いいたします。よろしく
会 長 願います。

おはようございます。

会長の千葉でございます。お忙しいところをご出席いただきありがとうございます。今日もどうぞよろしく願いしたいと思っております。

昨年度から、振興計画の策定ということで、審議を進めてまいりました。7月にも、この審議会を開きまして皆さんから率直な御意見を承ったところです。

今日は、中間整理案をまとめていく作業になると思っておりますので、夕方まで長時間にわたりまして御意見をいただくということになっております。

どうぞ忌憚のない御意見をいただきまして、福島県ならではの振興計画を作っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思っております。

これで私のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前にお送りさせていただきました資料 1、資料 2、資料 3、それから本日お配りしました、配付資料一覧です。配付資料一覧をおめくりいただきますと、次第、出席者名簿、席次表、委員名簿、今後のスケジュールということでつけさせていただきました。

それから追加資料として、資料 4 及び資料 5、資料 5 の追加、これ

らは主要指標関係です。

それから資料6につきましては、産出額の資料でございます。

不足等がございましたら、事務局までお申し出願います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきます。

進行につきましては、福島県農業振興審議会規則に基づき、千葉会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に、本日の委員の出席状況についてご報告申し上げます。

委員18名のうち第3号委員の山際博美委員が欠席されております。それから、出席予定ですが、伊藤委員が少し遅れるとのことです。

現時点で16名の委員の皆様にご出席いただいております。したがって、過半数を超える委員の出席をいただき、本日の審議会は、有効に成立しているということをお知らせします。

次に、議事録署名人の指名をいたします。私の方から指名してよろしいでしょうか。

(委員)

(異議なし)

議長

ありがとうございます。

それでは、高田泰委員と降矢セツ子委員に議事録の署名をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

高田委員

降矢委員

(承諾)

議長

よろしく申し上げます。

では、議事に入りたいと思います。

まず、1「農業・農村の動向等に関する年次報告」について、事務局より説明をお願いします。

農林企画課長

おはようございます。

農林企画課の高梨です。説明させていただきます。

説明資料は、資料1「農業・農村の動向等に関する年次報告」ですので、ご覧いただきたいと思っております。

先ほど、技監のあいさつにもございましたとおり、この年次報告の根拠ですが、福島県農業・農村振興条例第 20 条に基づく報告ということで、毎年、動向に関する報告を議会に提出しなければならないことになっております。

それでは、構成をご覧いただきたいと思いますので、目次をお開きください。

目次の「平成 20 年度の特徴的な動き」、それから、「農業及び農村の動向」、「農業及び農村の振興に関して講じた施策」となっております。

まず、特徴的な動きということで、大まかなところをお話しさせていただきます。

資料の 3 ページをご覧ください。

現在、福島県におきましては、「うつくしま農業・農村振興プラン 2 1」の実現に向け、各種施策を展開しているところであり、再生戦略として、戦略 1～5 まで、施策を展開しているところです。

この中で、「再生戦略は」ということで記載しておりますが、消費者と農業者の相互理解。それから、県産農産物の県外における戦略的な流通販売対策の強化。認定農業者や集落営農の推進。また、エコファーマー、有機・特別栽培などの環境と共生する農業の推進、ということによって各種施策を展開しているところです。

2 番目として、「ふくしま水田農業改革実践プログラム」の本格的な推進です。

この実践プログラムは、平成 20 年から 22 年度のプログラムです。その中で県単事業等を活用して、大豆やそば、飼料用稲の作付拡大等を図っているところです。昨年度につきましては、更なる取組みの加速化を図るため、水田農業改革懇談会を設置して、ご提議をいただきながら施策の展開を図ってきたところです。

次のページをご覧ください。4 ページになります。

3 番目として、原油、資材等の価格高騰への対応です。

ご承知のとおり、昨年 7 月に原油価格が史上最高値を記録しております。そのようなことで、資材、飼料等が高騰し、農業経営に多大なる影響を及ぼしたということです。その対策として、相談窓口の設置、県単事業の導入を図り、農家の経営安定のために各種の施策を展開してきたところです。

4 番目として、「農の緊急雇用対策」です。世界的な経済不況ということで、離職者等の就農を促進して、本県農業の担い手確保に繋げ

るために 様々な事業を行ってきたところです。

特に「農の緊急雇用対策」で農林事務所等々に就業雇用相談窓口を設置するなど、雇用を希望する方への相談活動等を行ってきたところです。

それから、本文 7 ページをお開きください。

平成 20 年度の農業及び農村の動向ということで記載しております。

その中の農業産出額をご覧ください。12 ページです。平成 19 年の農業産出額ですが、果樹や園芸作物では産出額が増加してはおりますが、米の価格低下や生乳生産量の減少等により、前年を 38 億円下回り、2,486 億円となっております。

少し飛びますが、次に 31 ページをお開きください。

農業及び農村の振興に関して講じた施策でありまして、先ほど申し上げましたように、再生戦略に基づき、戦略 1～戦略 5 までのそれぞれ特徴的な動きについて記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

32 ページをご覧ください。

絆づくり運動の中では、園芸産地支援を統一テーマとして、知事の出席をいただき、絆づくりのイベントを開催いたしました。

34 ページにつきましては、学校給食における地産地消の推進ということで、米飯給食のモニター校の取組みとして、知事が出席して児童生徒達と一緒に米飯給食を取ったものです。

その他にも様々記載しておりますが、時間の関係上、省略させていただきます。後ほどご覧ください。

最後に、71 ページをご覧ください。

福島県農業・農村振興条例について記載しております。第 1 章の総則からありますが、次のページの第 2 章に、今回、委員の皆様にご審議いただいております、農業及び農村の振興に関する基本施策ということで、基本計画について記載しております。

それから、73 ページの第 3 章には、先ほども申し上げましたが、年次報告に関して第 20 条に記載しております。

だいぶ説明を省かせていただきましたけれども、後ほどご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。

それでは、今御説明いただいた内容について、各委員から御質問、

御意見等がございましたら、お願いします。

いかがでしょうか。

はい。茂木委員、お願いします。

茂木 委員

だいぶ、飛ばして説明されたので、説明していないところで質問するのも申し訳ないのですが、事前に資料をいただきましたので、読ませていただきました。

その中で、少し気になる部分があったので、(県では)どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

資料 25 ページの、農家数と農家経済を合わせて見てみると、主業的農家が基準年よりだいぶ増加しております。目標 10,200 に対して、現況値が 14,287 で、基準値よりも多くなっていますが、農家経済を見ると、農業所得、農家所得とも、基準値の半分以下に、基準値よりも下がってしまっていて、この辺をどのように捉えているのか。言葉が悪いですが、目標より多いということは、極めて貧弱な主業的農家が多数出現していることに繋がっているのかなという懸念があります。

今後この辺が議論になっていくと思いますので、(県では)どのような認識をされているのかお尋ねしたいと思います。

議 長

はい。主業農家の中身について、どのようなものなのかというご質問だと思います。

事務局でお答えいただけるのであれば、お願いします。

農林企画課長

はい。細かい資料が手元にございませんで、詳しくは後ほど、資料に基づいてお話をさせていただきたいと思います。

ただ、近年の経済不況により、主業とはいえ、いわゆる農外の部分で所得を得ている農家が多いということがあります。今回、調べたところでは、(所得を)農外に依存する割合が多ければ多いほど、農家所得として下がっているという実態があり、やはり、経済情勢の悪化に伴い、解雇などで、農外所得が下がっていることが農家経営に影響しているのではないかと考えております。

ですから、今回の新しい計画でも、いかにして農業所得の向上を図るかということで、対応していきたいと考えております。

議 長

よろしいでしょうか。

はい。浅和委員、お願いいたします。

浅和 委員

大玉村長の浅和であります。私もちゃんと目を通して見たのですが、今の年次報告を聴きまして（意見を言わせていただきます）。

平成 17 年の農林業センサスで、耕作放棄地と称するものが、全国で 386,000ha あります。福島県は 21,700ha となっているはずですが、確か（福島県は）全国で一番、耕作放棄地が多いのではないかな。農業・農村県である福島県で、あまりに不名誉な全国一の耕作放棄地（面積がある）と、こういう実態であって、（農林業センサスは）5 年ごとでありますから、今度は来年、22 年にあるはずですが、今の面積より増えても、減るようなことはないと思うんです。そういう中で、（年次報告における）耕作放棄地に対する取組み状況はどうであったのか、総括しておく必要があると思います。その点について、お願いをしたいと思います。

議 長

耕作放棄地の状況も含め、総括すべきではないかという御意見がありましたので、事務局の方から説明いただけますか。

（事務局）

（農村振興課の方から）

はい。農村振興課長、お願いします。

農村振興課長

はい。浅和委員からご指摘ありました、耕作放棄地の解消についてですが、ご案内のとおり、農林業センサスにおきまして、平成 7 年から、平成 12 年、17 年と全国一の面積になっております。なお、上がり幅は少なくなっておりますが、増加傾向にあることは間違いありません。

県としましては、平成 13 年度から、県単事業により、耕作放棄地の解消に取り組んでまいりました。20 年度までで、730ha ほど、年平均約 90ha 程度の実績があります。現在も国の交付金を活用しながら、耕作放棄地の解消に取り組んでいるところです。

平成 22 年度に次の農林業センサスを迎えるわけですが、県としましては、平成 26 年度までを目標として、後ほど数字が出てまいりますが、2,000ha の解消面積に取り組んでまいりたいと考えております。

浅和 委員

今の話ですと、大変残念だと思うんですがね。17 年の農林業センサスで 21,700ha あるわけですから、今後、2,000ha（の解消）を目標では、農業・農村に対して、どれだけの使命を持ってるんだと言いたくなるわけでありまして。やっぱり、この耕作放棄地に対する積極的な取組み姿勢（が欲しい）。

それから、今度政権が変わって、減反政策の内容が変わるようではありますが、現実的に減反している保全管理と称する面積について。保

全管理というのは、要するに作付けをしても、転作奨励金をもらっても、結局赤字だ。それで遊休化している。こういう面積は、耕作放棄地どころではないんです。うちの方では、昨年実績で 92ha あるわけでありまして。はるかに耕作放棄地よりも、現実的に遊休化しているんです。こういう遊休化している農地に対する取組み姿勢というものもしっかりとこれからの計画の中で出てくるとは思いますが、年次報告の中でも、どういう取組み姿勢があったのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長

耕作放棄地の解消と合わせて、実態として遊休化しているところについての対応策がどうなっているのかという御質問だと思います。

はい。水田畑作課長ですね、お願いします。

水田畑作課長

ただ今のご指摘は、水田における調整水田なり、保全管理水田といわれる水稻等が耕作されてない水田のことであろうと考えます。

従来、調整水田なり、保全管理として生産調整に協力する形であれば、それらについても、助成金が出る仕組みになっておりました。

本年度からは、耕作していない調整水田等々については、水田の有効活用という観点から、これまでの助成措置ではなく、新たな新規需要米等々の耕作をしていきたいと思いますという国の制度の流れができてきました。

県内の事例を申し上げますと、例えば、相双地区ですが、制度の変わり目ということもありましたので、一度に大面積を、調整水田から水稻作付けにして、その水稻は主食用に回すお米ではないですが、新規需要米として飼料用米とする取組みがなされております。これが、約 100 町歩ほど取り組んだという経過があります。

今後の国の考え方につきましても、新規需要米などで自給力を上げていこう、それから自給率の方も向上していこうという動きでありますので、県としましては、現在使われていない水田につきましても、水田の有効活用という観点から、他の作物、園芸とか所得向上に繋がる作物を含めて、強力的に推進し、有効に活用をしていきたいと考えております。

浅和委員

私が言いたいのは、第一点に、今（ある耕作放棄地面積）21,700ha の内、2,000ha を農地化するんだというのでは、あまりにも少ないのではないんですか、意欲に欠けると言いたい。

それから、もう一点は、現実としては、耕作放棄地どころの面積ではなくその何倍にも匹敵するくらいに、作付け可能な保全管理と称す

る面積が、あるわけでありますから、農業・農村県としてこういうことに対する対応策をしっかりと取り組んでいただきたい。このあと新しい計画でも出てくると思いますから、そういうことを踏まえての計画であるのかどうか、それをよく聞きたいと思います。

議

長

今、浅和委員から、要約いただきましたけれども、耕作放棄地については、積極的な解消策を取るべきだということが1点です。

それから、水田の有効活用。これについても県をあげて取り組んでほしいという御意見として受け止めたいと思います。

その他にもございますでしょうが、今日は午後も時間を十分取っておりますので、この年次報告については、これで終わらせていただきます。

最後のところで、改めて御意見・御質問いただくようにさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、新たな農林水産業振興計画中間整理案についての審議に入りたいと思います。

全体の概要について、事務局より説明をお願いします。

農林企画課長

はい。それでは説明させていただきます。

まず、資料の説明に入る前に、これまでの経過と本日も審議いただく内容につきまして確認させていただきます。

新たな農林水産業振興計画の策定にあたりましては、本年3月の審議会で現行計画の総点検結果と、それを踏まえ、計画策定にあたっての4つの基本的視点について御了承いただいたところであります。

そして、7月に開催しました審議会では、4つの基本的視点ごとのめざす姿と施策の基本方向について御審議いただいたところです。大変活発な御意見をいただき、めざす姿につきましては、全体的には御了承いただいたものと考えております。

本日は、前回御審議いただきました施策の基本方向を基に、めざす姿の実現に向けて、今後展開していく施策について、第4章第1節から第6節まで、説明した後、御意見をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、資料2と資料3を御準備ください。

資料2につきましては、新たな農林水産業振興計画中間整理案の概要版です。第1章から第7章まであります。

それから、資料 3 は、振興計画の中間整理案でありまして、併せてご覧ください。

なお、中間整理案の目次を見ていただきますと、第 1 章、第 2 章、第 5 章、第 7 章につきましては、現在、調整中ということで、ここには記載しておりませんので御了解ください。これらにつきましては、次回の審議会で説明させていただきたいと考えております。

まず、概要版をご覧ください。

1 ページに第 1 章総説ということで、本文にはまだ記載しておりませんが、本文にはまだ記載していませんけれども、「計画策定の趣旨」、「計画の位置づけ」、「計画期間」です。計画期間につきましては、前回は説明させていただきましたが、平成 22 年度を初年度として平成 26 年度を目標年度とする 5 年間の計画であります。

また、計画の位置づけですが、県の新しい総合計画の農林水産業分野の計画であるということ、それから、先ほど説明させていただきましたが、農業・農村分野にあっては、条例に基づく基本計画であるというものです。そういう形で、第 1 章の総説をまとめたいと考えております。

その下、計画の構成ですが、第 2 章と「農林水産業・農山漁村を巡る情勢」です。これも本文にはまだ記載しておりませんが、概要版 2 ページをご覧ください。ここに、その巡る情勢等につきましてはのイメージという形で記載しております。第 1 節に、現行プランの総点検結果に基づき、農林水産業・農山漁村を巡る情勢変化を記載したいと思っております。

第 2 節には、「福島県の農林水産業・農山漁村のポテンシャル」として、本県の持つ特徴や潜在的な力ということで記載したいと考えております。

第 3 節ですが、基礎的なデータとして、耕地面積、農林水産業の産出額などを記載したいと考えております。

3 ページの第 3 章につきましては、前回、ご審議いただいたところですので、省略させていただきます。

それから、第 4 章、7 ページになります。

「施策の展開方向」ということで、第 1 節「魅力ある農山漁村の形成」、それから第 2 節「農業の振興」、第 3 節「林業・木材産業の振興」、第 4 節「水産業の振興」、第 5 節「安全・安心な農林水産物の提供」、第 6 節「自然・環境との共生」の 6 節から成り立っております。

全体的な構成をお話しして、本文の方に移らせていただきます。

概要版 1 ページにお戻りください。

第 5 章に「戦略的に取り組む重点施策」と記載しております。

これは前回の審議会で、第 4 章第 7 節に「戦略的に取り組む重点施策」としてイメージを説明させていただいたところです。その後、検討した結果、これは章を一つ起こして記載すべきではないかということで、担い手の育成、農家所得の向上を図るための施策、それから農林水産業の生産力の強化など、今後 5 年間に重点的に取り組む施策を示していきたいと考えております。

第 6 章「地方の振興方向」ですが、県北地方からいわき地方まで、それぞれの地方ごとの振興方向を記載したいと思っております。

第 7 章には、「計画実現のために」として、農業者、県・市町村、農業団体等それぞれ、計画推進にあたっての考え方や計画の進行管理について記載することを考えております。

それでは、本文の方をご覧ください。

第 3 章の 1 ページから 6 ページまでは、めざす姿と施策の基本方向ということで、前回お示ししたものです。その後、修文等が加わっておりますが、基本的には、前回と変わっているところはありません。

7 ページをお開きください。

第 4 章第 1 節「魅力ある農山漁村の形成」です。

この最初の囲みに記載している部分につきましては、これから説明する第 1 節から 6 節まで全てこういう構成になっております。ここは、めざす姿を実現するための基本的な考え方、目標を記載しています。

『消費者と農林漁業者を始め、食や緑、環境等に関わるあらゆる人々が共に支え合う絆づくりを基礎にして、都市との交流や農林漁業の 6 次産業化、農商工連携の取組みを支援し、収入と働く場の確保を図るとともに、快適で安全な暮らしに必要な定住環境の整備と防災対策等を推進することにより、魅力ある農山漁村の形成をめざします。』ということです。

1 番目「農林水産業を支える絆づくり」。ここでは、農林漁業者と消費者、実需者等、農林漁業を支えていただけるような絆づくりをしていきたいというところです。

それから「農林水産業に関する情報提供」として、理解の促進をさらに図っていきたいという内容です。

2 番目「都市と農山漁村の交流促進」、3 番目「6 次産業化や他産業との連携による農山漁村の活性化」で、それぞれ、農林水産業と他産業とのマッチングとか、企業の農業参入、農林水産物の加工による

高付加価値化、販売拡大、それから農産加工物や販売を促進する施設の整備等々について記載しております。

それから、4番目「快適で安全な農山漁村づくり」として、当然、魅力ある農山漁村を形成するためには、定住環境の整備が欠かせないものです。そういったことから、定住環境の整備、農業集落排水処理施設の整備等のハード面を行っていくということです。

併せまして、災害に強い農山漁村づくり。それから、いわゆる農山漁村を形成する大きな部分となる自然、豊かな緑の保全・保護です。

これら（の詳細）につきましては、9ページ以降に記載しておりますのでご覧いただきたいと思えます。

9ページにつきましては、「農山漁村・農林水産業を支える絆づくり」として、施策の方向、現状と課題、施策の具体的な取組内容、施策の展開イメージ等、それから施策の達成度を測る指標が続き、以後の項目につきましても、このような構成で記載しております。

4つ目、施策の達成度を測る指標ですが、ここの部分は、現状のみを記載しております。また、平成26年度の目標値につきましては、ほとんどの部分が調整中となっております。指標につきましては、後ほど資料4、5、6で説明させていただきますので、ここでは、こういう指標が入るんだということを御承知いただければと思えます。

11ページ「都市と農山漁村との交流促進」です。ここでは、施策の達成度を測る指標の中に、グリーン・ツーリズムインストラクターの受入人数につきまして、現状と目標値を記載しています。このように目標値が入っているものにつきましては、現在、新しい総合計画に出している数値と指標ということで御理解いただきたいと思えます。

それから13ページは「6次産業化や他産業との連携による農山漁村の活性化」で、あくまでも、地域の農林水産業を核として、農商工連携、商工業者との連携による商品開発、加工・販売、ここは従来から農林水産業では弱い部分ですが、加工・販売に取り組みながら6次産業化を図っていき、所得の向上なり働く場の確保を進めていきたいということです。

次に15ページ「農山漁村の定住環境の整備」として、生活環境、生産基盤、防災安全施設の整備を進めていくということです。

17ページ「快適で安全な農山村づくり」では、災害に強い農山村づくりということです。

19ページは、4番の「快適で安全な農山漁村づくり」で、「豊かな緑の保全・保護」ということで、施策の方向を記載しております。同じように具体的な取組内容、施策の達成度を測る指標を記載しております。

これが、第4章第1節「魅力ある農山漁村の形成」です。

そのあと、第2節から3、4、それぞれ「農業の振興」、「林業・木材産業の振興」、「水産業の振興」を記載しております。

21ページをご覧ください。

第2節「農業の振興」です。

24ページをお開きください。ここに、主要指標をまとめて記載しております。「農業関連産出額」「食料自給率」「耕作放棄地の解消面積」「ファンクラブ」「認定農業者」「新規就農者」「県産農産物の海外輸出货量」等々主要指標として記載しています。これらにつきましては、また後ほど説明させていただきます。

農業の振興につきましては、まず25ページ「いきいきとした農業担い手づくり」ということで、農業従事者の減少や高齢化の進行は既にご承知のとおりですが、このままの傾向が続けば、農業が持続可能な維持を図っていくことが難しいということ、やはり、中核的な農業担い手を育成しながら、新規就農者、新規参入者、あとは農業法人、女性農業者、高齢農業者、農業参入企業等、地域の実情に応じた多様な担い手づくりを進めていきたいということです。

26ページに施策の具体的な取組内容です。

「新規就農者の育成・確保」、「認定農業者等の育成・確保」、「農業者の組織・法人化及び企業等の農業参入」で、これは、前回の審議会で浅和委員から御意見をいただいたところで、ページの一番下の・（ポチ）に、農業への企業等参入に関心を持つ市町村と企業等のマッチングを促進するなどにより、円滑な農業参入を支援する、ということ。それから、参入した企業等につきましては、認定農業者へ誘導するなどして、地域に根ざした営農活動の展開を促進していきたいということで整理したところです。

29ページをご覧ください。

「農業経営の安定」ということで、ページの真ん中より下、施策の具体的な取組内容には、「農用地の利用集積」、「労働力の確保」、「所得安定対策」、「価格安定対策の充実及び制度への加入促進」、「農業共済への加入促進及び農業災害の発生防止」という内容です。

33ページをお開きください。

「農業生産基盤の整備」の施策の具体的な取組内容をご覧ください。「安定的な農業用水と排水条件の確保」、「優良農地の整備」、「農道の整備」という内容です。

37ページ「農業生産基盤の確保・整備」には、「耕作放棄地の解消」です。2番の施策の具体的な取組内容には「耕作放棄地の発生防止」

として、発生を防止するための担い手の育成確保、担い手への農地の集積を図るということ、それから、NPO法人などボランティア組織等による農地の有効活用を支援していきたい、ということです。「耕作放棄地の解消」では、耕作放棄地が持続的に農地として有効に活用されるよう、地域の実情に応じた園芸作物の導入等を図っていく、また飼料作物の作付け、放牧の利用なども取り入れながら、解消を図っていききたいということです。それから、集落営農組織など地域組織と連携して、耕作放棄地を活用する取組みを進めていききたいということです。

次に、39ページになります。

「農業水利施設等の適正な保全管理」です。施策の具体的な取組内容は、「農業水利施設等の適正な管理」で、いわゆる農業の基盤を支える施設等は様々で、農業水利施設、農道、橋梁、トンネル等があるわけですが、管理システムを使い、ストックマネジメントを推進していききたいということです。従来のように、使うだけ使って、スクラップして新しく作る、ではなくて、長寿命化を図っていききたいということです。

続いて41ページですが、「農村協働力の形成」です。

聞き慣れない言葉ですが、いわゆる担い手の多様化ということで、地域住民やNPOなどといった多様な方々の参加により、農村協働力を形成していききたいということです。そういった力を利用しながら、先ほど申し上げましたような農地や農業水利施設等の適正な保全管理を図っていききたいという内容です。取組内容としては、「農地・水・環境の良好な保全」ということで、農業者だけでなく、地域共同活動を進めていくということです。

それから、「農業生産条件不利地域の支援」として、中山間地域等の（農業生産活動の）条件不利地域の集落間連携等による保全管理を進めていききたいという内容であります。

43ページには、作物ごとの生産振興について記載しております。

まず、「水稻」の施策の具体的な取組内容をご覧ください。

主要な生産額を保持している稲作経営で、経営の安定化を図るということです。それから多様な米づくりとして、新規需要米や用途別、需要に応じた品種構成へ誘導するとか、エコ米、特裁、有機栽培米など一層の拡大を推進するという内容です。

45ページは、土地利用型作物の「大豆、麦、そば」です。

2番の施策の具体的な取組内容に記載していますが、「収益性の確保」、どうしても単収が低い部分があり、品質向上、生産性の向上、品質向上に寄与する技術を普及していききたいということ。

それから「産地づくりと産地の強化」。県オリジナルそば品種「会津のかおり」を活用した県産そばのブランド力強化等々を図っていききたいということです。当然、46 ページの上にありますとおり、「奨励品種の育成及び優良種子の安定供給」を図るとということです。

47 ページは「野菜」になります。野菜につきましては、現在も3つのプロジェクトをおこして生産力の拡大、産地の育成等々を図っているところです。取組内容は、「重点的な産地育成」で、本県の顔となる夏秋キュウリ、トマト、アスパラガスなどにつきまして産地づくりを重点的に進めていきたいということと生産基盤の強化です。やはり、生産性の向上と流通までの体制を確立するということです。

48 ページ「価格形成力の強化」で、計画出荷等の産地体制の整備を進めていきたいということです。それから「収益性確保」では、養液栽培システムなどの施設の導入による生産性の向上を支援していききたいということです。

49 ページの「果樹」につきましては、具体的な取組内容で、やはり本県を代表するももや日本なしなど主要品目の産地育成を推進していくということ。それから、「市場競争力」、やはり市場に対するアピールを強めていくということで、消費者、実需者ニーズを捉えた品種の導入、光センサー選果機の導入を支援し、競争力をつけていきたいということです。

50 ページ「生産基盤の強化」では、施設化による作型の拡大、新規生産者の確保など担い手への園地の集積を進めていきたいという内容となっております。

51 ページ「花き」の具体的な取組内容として、県オリジナル品種等が多数ありますリンドウなど、主要品目の産地育成を推進するということです。そのほか、キク、トルコギキョウ、宿根カスミソウなど、地域の特徴に応じた多様な産地づくりを重点的に支援していくということです。

それから生産基盤の強化のため、施設化、低コスト化、連作障害（回避）等の技術の導入を支援していくということです。

52 ページに移りまして、「市場競争力の高い花き産地の育成」ということで、先ほど申し上げましたように、県オリジナル品種の導入を進めていきながら花き産地の育成を図っていくということ。また、収益性の確保なり、PRと消費拡大を図っていくという内容となっております。

53 ページ「工芸農作物等」としては、御承知のとおり、本県には、葉たばこ、おたねにんじん、養蚕等があるわけですが、なかなか生産力の拡大が難しい状況になっているということで、やはり産地の維持

拡大等を図っていかなくてはならない、そういった取組みを支援するという事です。

それから、「安全・安心な葉たばこ生産」ということで、当然、農薬使用基準の遵守、乾燥技術の向上を図りながら、安定生産を進めていくということです。

「畜産」は55ページになります。

まず、「肉用牛」ですが、施策の方向として、枠の中ですが、ブランド力の強化を進めることによって『福島牛』の力強い産地を育成する、ということで、取組内容として「生産基盤の拡大」、「改良の促進」で高能力種雄牛の作出と評価向上を図っていきたいということです。

56ページ「ブランド力の強化」として、首都圏における福島牛の販路拡大を推進していききたいという内容となっております。

57ページ「乳用牛」について、施策の具体的な取組内容ですが、高能力乳用雌牛の導入、牛群検定等々を行い、能力向上を図っていききたいということです。また、飼養管理技術の省力化、施設の導入を図っていききたいという内容となっております。

59ページ「豚」ですが、「優良種豚の供給」として繁殖能力、産肉能力の優れた種豚の安定供給を図るということで、現在、県では『フクシマL2』なり『フクシマD桃太郎』の種豚及び精液等を供給しておりますので、こうした動きを進めていくこととなります。

それから3つ目の「高品質で特徴のある豚肉の生産」ということで、うつくしまエゴマ豚などの銘柄豚を推進するという事です。

61ページ「鶏」です。施策の具体的な取組みに、「衛生対策の徹底」ということで、高病原性鳥インフルエンザ、家畜伝染病、これらの予防対策、まん延防止のための防疫を徹底するという事です。

「生産流通対策の強化」として、会津地鶏、川俣シャモのような特徴ある銘柄鶏がありますので、そういったものの県内外へのPRと認知度向上を一層促進するという事です。

63ページ「飼料作物」です。施策の具体的な取組みとして、「自給飼料生産の効率化」、「生産基盤の充実強化」。2つめの「耕畜連携と水田活用による自給飼料の生産拡大」ということで、水田を有効に活用した飼料用稲や飼料作物の生産を拡大するという事、それから、耕種農家と畜産農家との連携を強化して家畜排せつ物の有効利用を図りながら、自給飼料の確保を図っていくという事です。

また、「未利用飼料資源の利用拡大」ということで副産物や飼料残さの飼料化と利用拡大を図っていくという事です。

65ページの「流通消費対策」ですが、現在も地産地消に取り組ん

でいるわけですが、さらなる普及啓発活動を推進していきたいということですが。

それから、県内に農産物直売所がかなりありますが、そういうところへの活動支援、また、学校給食での地元食材の利用促進という内容になっております。

67 ページには、「県内における県産農林水産物の販売強化」として、施策の具体的な取組内容では、ふくしまの顔となる品目について、重点的なプロモーション活動を行い、消費者等に認知してもらえるような活動を行っていききたいということです。併せて認知度の向上、販売促進活動等々を行いたいということです。

69 ページ「輸出促進」です。具体的な取組内容としては、輸出の取組促進のため、輸出に関するセミナーやフェアへの参加を誘導する、それから、下の3つ目の「貿易促進協議会への加入を促進する」、という内容です。

71 ページ「新技術の開発と生産現場への移転」ということで、取組内容は、「本県独自品種・系統の開発」、「生産性・品質向上技術の開発」、それから「環境と共生する栽培技術の開発」、72 ページに「試験研究のスピードアップや効率化、成果の速やかな移転」という内容となっております。

最後に、「農業関係団体との連携」ということで、「農業委員会」、「農業協同組合」、「農業共済組合」、「公社等」、「土地改良区」という関係団体等がありまして、経営基盤の強化に向けた主体的な取組みを支援していきたいという内容となっております。

75 ページからは第3節として、「林業・木材産業の振興」です。

これらにつきましては、この農業振興審議会でご審議いただく部分ではありませんが、75 ページのところ、内容をざっとご覧いただきたいと思っております。

1 番「森林資源の充実・確保」、2 番「生産基盤の整備」、その中で林内路網の整備、県産材の安定供給体制の整備、それから3 番目として「県産林産物の振興」、県産材の利用促進や特産林産物の振興になっております。

76 ページでは、「林業担い手の育成・確保」、「新技術開発と生産現場への移転」、それから「林業関係団体との連携」と、林業・木材産業の振興について記載しております。

飛びまして93 ページをお開きください。

93 ページは、「水産業の振興」で、同様に水産業振興審議会でご審議いただく内容であります。項目としまして、「水産資源の持続的

な利用」、その中では「資源管理型漁業の推進」、「つくり育てる漁業の推進」、「内水面増養殖の振興」です。

2 番目「漁業担い手の育成・確保」、「漁業生産基盤の整備」、4 番目「水産業の流通・加工対策」、5 番「試験研究体制の推進」、それから 6 番目「漁業関係団体との連携」という内容になっております。

飛びまして、113 ページになります。

第 5 節「安全・安心な農林水産物の提供」です。この項目につきましては、1 番から 3 番まで、「食の安全性の確保」なり、「信頼性の確保」、「『食』や『ふるさと』に対する理解促進」ということです。

115 ページ「食の安全性の確保」ですが、施策の具体的な取組内容をご覧ください。「農林水産物の安全性確保のための指導強化」として、食品衛生部局との連携による様々な対策を推進していきたいということ。

それから 2 つ目の「安全を確保するためのリスク管理手法の導入推進を行う」となっております。

117 ページ「食に対する信頼確保」ということで、施策の具体的な取組内容をご覧くださいと、「食品表示の適正化に向けた監視・指導」、「リスクコミュニケーション」の実施であり、それぞれ相互理解の促進を図っていきたいということ、それから「トレーサビリティの整備促進」。

118 ページは、「安心な農産物生産に向けた取組みの促進」で、ここでは有機認証制度の周知や研修会の開催、それから有機・特別栽培・エコファーマーなど環境と共生する安全・安心な農産物の生産を推進していくという内容になっております。

119 ページ「安全・安心な県産材の確保」の取組みとして、「規格・等級が保障された県産材の供給」、「乾燥材の安定供給」、それから「品質性能等に関する情報表示」ということです。

121 ページ「『食』や『ふるさと』に対する理解促進」の取組内容をご覧くださいと、「望ましい食生活への理解の促進」では、現在、食事バランスガイドを国で推進しておりますが、こういった啓発活動を行う、それから毎月 8 日の「ごはんの日」の PR 活動を行いながら、地産地消の推進を行うということ。

また、「体験学習や交流の促進」ということで、消費者と農林漁業者が相互理解を深めるような交流を推進していきたいという内容になっております。

123 ページになります。第 6 節「自然・環境との共生」です。

125 ページをお開きください。

「環境と共生する農林水産業」の取組内容をご覧くださいと、

ここでは有機・特別栽培、あとエコファーマーなど、こういう農業を本県農業の基本として積極的な拡大を推進していききたいということです。

126 ページ、有機性資源の効率的な循環利用とか農業用使用済プラスチックの再生利用、こういうものを進めていききたいということです。

それから、「自然との共生」ということで、鳥獣被害の防止、2つ目の・漁業被害の防止や生態系保全のための施策の展開、3つ目の・森林の機能区分に応じた多様な森林整備を進めていくということで、自然との共生を図っていききたいということです。

それから 127 ページ「地球温暖化への対策」ということで、施策の具体的な取組内容ですが、「森林吸収量確保推進計画の推進」として、いわゆる森林による二酸化炭素の吸収量を確保するという計画づくりをしながら、関連施策を進めていききたいということです。

それから「木質バイオマスの安定供給と利用促進」として、農業用ボイラーの燃料として、また、新たなマテリアル利用ということで利用拡大を推進していききたいということです。

あとは、「農林水産業から排出される温室効果ガスの削減に向けた技術の開発と導入支援」ということ。いわゆる施設園芸等における省エネハウスの利用など、農林水産業から排出される温室効果ガスの削減を図るため、様々な活動を行っていききたいということです。

128 ページ「地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響の把握と対応技術の開発」。一番下の行に、メタン発生を抑制する水田の水管理技術の普及を推進するということです。

あと2つほどありますが、129 ページになります。

「生産活動を通じた多面的機能の発揮とやすらぎ空間の整備」ということです。取組内容は、「農林業・農山村が持つ多面的機能の維持・増進」、同じく「漁業・漁村が持つ多面的機能の維持・増進」、それから生産基盤の整備にあたる場合の考え方として、「やすらぎ空間の提供」を行っていききたいということです。

131 ページ「森林の有する多面的機能の維持・増進」の取組内容は、「多様な森林整備の推進」です。水路保全林や森林と人との共生林など様々な機能区分があるわけですが、それに応じた多様な森林施業を進めていくということです。

それから、「保安林の整備の推進」です。132 ページには、「公的な森林の整備」、「適正な森林の管理」、「県民参画による森林環境の継承」ということです。一人ひとりが参画する森林づくりに取り組んでいききたいということです。

133 ページは、先ほど申し上げた「県民参加の森林づくり」で、県

民全体で支える意識の醸成を推進していくという内容で、「森林ボランティア活動の支援」や「緑化運動の推進」、それから「緑化技術の普及推進」を記載しているところです。

以上、大変長くなりましたけれども、第4章第1節から第6節まで簡単に御説明申し上げました。以上でございます。

議長

どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見承りたいと思います。

なお、時間がかなり押しておりますので、午前中に全ての御意見をいただくというわけにはいかないと思います。その時はまた、午後からということにさせていただきたいと思います。

まず、できる範囲で、午前中は終わらせていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

はい、それでは武田委員をお願いします。

武田委員

私は午前中で失礼しますので、消費者として、要望したいと思いません。

第4章第1節「魅力ある農山漁村の形成」というところで、農家と消費者との交流のお話がありました。私は、郡山市に住んでおりまして、県中農林事務所とか県関係のイベントとかよく利用させていただいています。あとは、県外からいらっしゃる観光客向けに旅行会社と県でタイアップした企画なんかも拝見しております。

ただ、これは聞いた話なので、もし違ってたら申し訳ないのですが、農家民宿について、県の担当者からいろいろお声がけをいただいて、（農家民宿開設のための）チラシとかパンフレットの講習会などを受けたんですけれども、その後ちょっと何も無いという話を伺いました。私もホームページを最近拝見していないので、現在はちょっと分からないのですが、半年くらい前に県のホームページを拝見した時には、農家民宿のホームページがまだきちんと整備されていなかった記憶があるんです。チラシやパンフレットというのは、そこに来ていただいた方には有効なんですけど、ホームページというのは、その場に行けない方も広く見ることができる販売ツールだと思いますので、ぜひその点も力を入れていただきたいと思います。以上です。

議長

特に農家と消費者との交流を強めていくためにも、農家民宿というのが非常に大事だろう、と。それを進める際に、県でホームページ等での周知をもう少し整備した方がいいという御意見だと思います。

他にいかがでしょうか。

はい、ではお願いいたします。長島委員ですね。

長 島 委 員

前回出られなかったものですから恐縮ですが。

第3章のめざすべき姿というところですけど。基本目標があり、これを受けてめざすべき姿が第2節にあります。全体の認識に異論はないですけれども。特に、県民へのメッセージはこれからでしょうが、もちろん、県民へのメッセージは必要ですが、生産現場、生産者へ対するメッセージ性を強めていただきたいと思います。御承知のとおり、生産現場では、先ほども出ましたように耕作放棄地の問題等々がありまして、まさに農業者の農業経営なり農村が疲弊している部分がありますので、この計画を見て、(生産者に)元気が出るような、そうかこういう方向にいくんだなというメッセージを、農村の現状を踏まえて生産を担う(生産者へ)しっかりとしたメッセージ性を出してほしいなと思います。

どこに書くかはあるんですが、特に基本目標の中に、随所にはあるんですが、農業所得の増大、農業生産の拡大を図っていきますよ、という強いメッセージを、ここら辺で整理しておく必要があると思います。それが第一点目。

めざすべき姿の中の3番目。安心・安全についても異論はないですが、めざすべき姿というのは、子ども達が社会を担う将来において、いわゆる30年ぐらい先の話だと思えますから、そうなりますと、「安全・安心といえば福島県産」という認識でいいのかどうか。というのは、これは当たり前になっていると思うんです、30年後には。30年後に、こうしたフレーズがかちっと加えるようなことなのかどうか。つまり、安心・安全+ (プラスアルファ)、その他の魅力というか、付加価値を求めていかないといかんと思います。今のところはいいいと思います。30年後のあたりでは、もう当たり前になっている、そうしたことをめざすべき姿としてはどうであるのか、と。+ と言いますか、安全・安心なそして魅力ある、付加価値の部分を追っていかないダメでしょう。こんな認識をしておりますので、いかがでしょうか。

議 長

はい。前回(の審議会で)、かなり議論になったところですけども、めざすべき姿のところ、もう少し強調する点が必要ではないかということ。

一つは、農業生産者へのメッセージ、励ましということ。農業所得の増大等、生産面でのメッセージをもう少し強めた方がいいんで

はないかというのが1点です。

それから、安全・安心というフレーズがありますが、30年後を考えた場合には、それはもうある意味当たり前になっているのではないかと。さらに、+ という、魅力を作っていくことが必要ではないか、という御意見かと思えます。

これは、今後、まとめていくうえで、参考意見とさせていただきます。或いは、事務局で、もし、あればお願いしたいと思えます。

農林企画課長

御意見ありがとうございました。

最初に、生産者が元気が出るようなメッセージについては、我々も同じ考えでありますので、(文中に)入っているとは思いますが検討させていただきたいと思えます。

それからもう一つ、安全・安心については、30年後は当たり前ということですけども。めざす姿は確かに30年ですが、その中でまた情勢等も変化してくると思えますので、現在はこういう形で書いております。これについても、検討させていただきたいと思えます。

長島 委員

元気が出る(ように)という思いは、伝わってきますけれども。書きぶりというか、強弱、表現の仕方をもう少し工夫されて、これを読んで、聞いて生産者に伝わるように。その工夫をお願いしたいと思えます。県の皆さんが思いを込めたものを否定をするものでもないし、しっかり踏まえてまとめられているとは思いますが、さらにそうしたものがストレートにつながるような、工夫が必要でしょう。

安全・安心は、やはり今から30年後、そういうのは当たり前。今からは、もっと先を見て考えておく必要があるなと思えますので、そういった意味で申し上げたということでもあります。

議 長

では、御意見をいただいたということで、今後検討を進めていただきたいと思えます。

岸委員、お願いいたします。

岸 委員

施策の展開方向についてですけども。県の施策なので無理からぬところかなという気はするんですが、全て総花的に書いてありまして、全ての分野で前進するという感じで書いてある。これでいきますと、福島県の特徴が何も出ないのではないかなと。今までの施策でうまくいかなかったことが繰り返されるのではないかなという感じがしています。

具体的には、例えば、工芸農作物のたばことか、こういったものの農家の数はものすごく、多分減ってると思うんです。ここにいろんな

施策をやるよりも、逆に、福島県がこれをやらせたいという農業に転換させるような施策にした方がいいのではないかという気がします。

同じようなことが言えるのは、もう一つ。例えば、乳用牛。確かに牛乳を生産している農家はまだまだたくさんいると思うんですけども、皆さん価格の低迷に非常に苦労しているわけです。価格には、北海道の値段がありまして、その値段との差を県が埋めない限りは、県税で埋めるか何かしない限りは、価格差は縮まらないと思うんで。どこまでいっても福島特有の乳牛でも開発していただいて、その乳牛の乳を使った商品を作るというならいいんですけど、単に乳用牛を振興していこうというのは、方向性が見えない気がして。どっかにやっぱり力を入れていくということが必要ではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

議長 長 はい、全体に総花的ではないか、もう少し重点的な課題など出しながら、それに向けて施策化していくことが必要ではないかという御意見ですが。

もし、具体的にお答えできる場所があれば、お願いします。

次長 (生産流通担当) 生産流通担当次長の須永です。
総花的という御指摘ですが、本日午後から、目標とする産出額のところで具体的に御説明する予定でありましたが。

例えば、こういう状態になって米はどうするんだ、それから今ありました、工芸農作物の葉たばこ、畜産の乳用牛、施策的にどうしようもないといいますが、ある程度のものについては、伸ばすもの、伸ばすべきものについては、表現は多少足りなかったかもしれませんが、メリハリをつけたつもりです。

これは、後の産出額の議論の中でも、出てくるかと思えます。

それから、乳牛について。本県独自のということですが、研究開発については、まだそこまで具体的に、画期的な乳を出す牛というところまではまいりませんが、農作物なり、畜産物の牛、鶏、豚、それぞれ努力をしております。表現の工夫になるかと思えますけれども。極力本県らしさというものを、御意見をいただきながら、流通の立場の次長として生産振興について、もっとメリハリ、書き込みについては工夫をしていく必要があるかと思えます。

ただ、政策的にいかんともしがたい部分については、これからの5年間での具体的な施策がなかなか難しいというところも御理解いただきたいと思えます。

議 長 但野委員、お願いいたします。

但野委員 今、乳牛について御意見いただいて、大変ありがたいと思います。私は酪農をやっております。

福島県独自の（品種）改良という話もあったと思いますが、実は改良のテンポというものは、福島県単独でやりうる状況にはないとはっきり申し上げたい。というのは、国が積極的に改良指標に基づいた種牡（種雄牛）の生産を膨大な（牛群）検定の中で数値化して、年間に和牛、乳牛、各々 30 頭近く 120 頭くらいから計数化を示しながら、示した改良速度に基づいて農家は使用していただきとなっているので、県単独で改良は難しいだろうとっております。

ただ、畜産課の意向では、和牛については、ブランド（化）で。県の畜産研究所（農業総合センター畜産支場）で和牛の改良については種牡（種雄牛）をやっているのと、シャーレの中でやった受精卵を使って改良速度を上げるということをやっています。

もう一つ、価格的なものでありますけれども、私どもも農家指定、或いは産地指定牛乳で、生協さんと取引をしている。しかしながら、牛乳の消費（量）は、今国民一人当たり、一ヶ月間に飲む量が 200cc の学校給食タイプのパックで一ヶ月 12 本になる。ということは、月に直すと 1 日平均 100cc 以下の消費である。ということは、今以上の生産をして収益性を上げようとしてもだぶつきがある。現実には日本で生産されている牛乳が 750 万トンを超す量あるわけですが、実際の需要は 1,200 万トンである。日本の乳牛は、飲むことを主体にやってみるものですから、そこに消費と生産のギャップがある。我々が非常に心配をしているのが、バター、脱脂粉乳の在庫。約 5 ヶ月強（の在庫）が、今年度末に積むだろうと言われている。

もう一つが魅力ある価格という下支え、そこに県の助成策という話があったわけですが、実は、福島県の牛乳も宮城県の牛乳も、生乳者団体を作れということで、各生乳販連というのが全国に 9 つあります。そこでいっぺんに集荷をし、多面販売をするという制度上の問題がありまして、そのブロックの乳価は、同じになる。若干、生産地に差があっても、同一乳価になっているということで、なかなかその辺で難しさがあるのかなと。

しかしながら、今のお話を聞いて私も非常に残念に思っていますのは、日本の農家の生産額が 6 兆円あったものが、現時点で 3 兆円の所得まで減っているという現実があります。ということは、先ほど茂木委員からあったようにいわゆる中核農家なり、専業農家は増えているけれども所得が減るとするのはそこにある。それに従事する農家の生産物

に加工等で従事する人を含めた生産額が 12 兆円から今 8 兆で 4 兆円も減っている。こういう中で、いかに後継者を引きつけながらやっていくか。所得がないものに後継者に就けという親の指示ができないという辛さがある。そこら辺は日本の農業全体の中での取組み、県としてだけでなく国としていかに農業生産、或いは農業所得というものを元に戻すか。8 兆円を 12 兆円に戻すか、或いは農家の所得、総所得 3 兆円を 6 兆円に戻すというところから図っていくことで自然と農家形態として農村の文化、生活といったものに活力が出てくるんだろうと思う。その辺の原点の整理をきちんとやっていくことが今求められていると思う。

いわゆるサラリーマン並みの生活をしよう和我々も農業に従事したわけですが、差は開く一方。ようやく不況でサラリーマンが給与所得が下がったようですけども、農産物（価格）は一向に上がらないというそのギャップ。この状況は、やはり基本的なところを改善しないと難しいのではないか。だからその辺を原点に立ち返ってやっていただければありがたいという思いです。以上、申し上げたいと思います。

議

長

どうもありがとうございました。

本県の畜産の状況をご紹介いただきながら、基本的な問題をきちっと国レベル、県レベルで現状と課題を整理していくということが重要だという御意見だと思えます。

かなり予定時間を越えておりますので、一旦、午前中はここで切らせていただいて、食事の後に改めて御意見いただくという形にさせていただきますたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここで休憩にさせていただきます。

午後は、13時ですかね。（事務局に確認）午後は、1時再開ということにさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

司

会

委員の皆様、御審議お疲れ様です。

本日は、委員の皆様に県産食材を使用した昼食を御用意しております。会場は、二階の和室になっておりますので、御案内申し上げます。よろしく願いしたいと思います。

（ 昼 食 ）

議

長

それでは時間になりましたので、審議を再開したいと思います。

先ほどから中間整理案の全体概要についての御意見、御質問を受け

たまわっていたところですよ。もう少し時間を取らせていただいて、御質問、御意見を伺いたと思います。

浅和委員、お願いいたします。

浅和委員

まず、第1点であります。この計画の目標のところ、要するに食料生産業である農業というのは、国家の保障産業であるんだ、こういうことをどういう形で（書き込むかは）任せますけれども、そういう謳い方をしてほしいなど。国家の保障産業であるということ。なぜかと言いますと、これは雇用など全部に影響してくるんですね。

合計特殊出生率は全国で今 1.37。福島県は確か 1.52 だと思うんです。それだけ田舎の要素が強いからだと思います。東京は 1.0。ということなら、次世代を担うのは、やはり地方の農山漁村、こうした地域が大切な次世代の人材を生み出している。そういう事実があるわけですから、国家を維持するために。市場原理主義なんてことを言ってきたからこんなふうになってしまったんであって、（農業は）保障産業であるんだという、そういう位置づけを目標のどこかに謳うことができないか、これが第1点であります。

それから、前に私が申し上げました企業（の参入）関係につきましては、26 ページ最後のくだりの農村と企業等々云々というところで、地域に根差した営農活動の展開を促進するということでもありますから、私が提言したことについて組み入れてくれたなと敬意を表したいと存じます。

そこで、企業等の文言はこれでいいんですが、では、JA との関わりは一体どうなのか。JA との関わりはどうなるのかな、その辺を文言で整理しておかないと困るのではないかな。どこの部署でどう謳うかはお任せしますが、農業者にとって JA というのは、やはり長い歴史があり、今後も密接な関係でいかななくてはならないと思うんです。

だから、後ろの方に JA との関係が出ておりますが、その辺をもっと、企業の参入という関わりの中で JA との関係をきちっと整理整頓をしておく必要があるのではないかな。

とりあえず、以上2点だけを申し上げておきたいと思います。

議長

ありがとうございました。

農業を国家の拠点産業として、国家の保障産業という位置づけが文言として明記されるべきではないかという御意見が一点です。

それから、とりわけ企業等の参入について、前回、ここは議論になったところですけども、その議論を踏まえて内容を精査していただいたと思います。これについてのご支持もいただきました。その上で

JA との関わりについて、もう少し関連づけを明記すべきではないかという御意見がありました。

何か、もし事務局であれば、ですが。御意見ということで受けたまわってよろしいでしょうか。

農林企画課長

はい。御意見として受けたまわっておきます。

最初におっしゃったことにつきましては、第3章の基本目標、第1節に基本目標がありますけれども、その中で「わたしたちの暮らしには」から始まりまして、「将来子どもたちが大きくなったとき」までの部分で、その考え方については触れていると考えておりますけれども、なお、検討させていただきたいと思います。我々としては、そういう気持ちを入れていると御理解いただければありがたいと思います。

浅和 委員

私が言いたいのは、これは振興計画ということですから、始めにという基本目標でしっかりと福島県の農業振興計画では、農業の位置づけはかくありきと、謳うべきであると。これはあくまでも、単なる利害得失の問題ではないんだと、要するに合計特殊出生率にも影響する、現実に影響しているわけですから、そういう意味でこれは根幹中の根幹であるんだ、だから保障産業であるんだ、目先の損得よりも大切だという位置づけをしないと。

なぜかと言いますと、言うまでもないと思いますが、(日本の食料自給率が)40%という状況である。合計特殊出生率は1.37くらい、そういう状況であります。やはり2.07いないと日本の人口は維持できないわけでありますから、外国人の登録人口がどんどん増えている。では、一体日本の国家の品格というのはどうなるんだ。食料自給率と国の人口というのは、比例するんだよね。現実にどんどん農山村が疲弊化したということが、国策の絡みの中で、自給率も減るわ、合計特殊出生率もどんどん減ってきている。2.07ないと今の人口が維持できないわけですから。やはり人は活力の源でありますから、これは食料政策と関わりがあるんですよ。農山漁村の政策と関わりがある。だからそういう意味で、農業、農山漁村の政策というのは国家の保障産業なんだ、そういう謳い方をする必要はあるんじゃないかと。これは目標にしっかりと謳っておく必要があると申し上げているわけです。

議長

はい。鈴木委員、お願いいたします。

鈴木 委員

今、特殊出生率の話が出ましたけれども、あえてここに書かなくても、よろしいのではないかなと、感じております。例えば、フランス

は過去最低の時がありましたけれども、国の政策によって今はお仕事しながらでも子育てがちゃんとできるということで、国の大きな政策があって、人口が増えてきている。子どもも増えてきていると言っております。ですから、農業のこの部分で特殊出生率まで及ばなくてもよろしいのではないかなと、私は思います。

浅和 委員

私が今、合計特殊出生率のことを語ったのは、結局保障産業だと、そういう位置づけだという意味でありまして、その出生率（自体）をどうこうという意味ではないです。

農業、農山漁村というのは、国家の根幹に関わる保障産業という位置づけをしっかりと目標の中で謳っておく必要があるのではないですか、これは大切な次世代につながる人的継続という、人材の確保にも影響するということで、例に出して言ったわけであります。

フランスでは、シラク大統領が困ったんですよ。フランス国家を将来的に、どうフランス人で国家を堅持していくか。考えに考えた挙句お金くれるからというものではない。それでシラク大統領が執った政策は、これはやはり農山村に力を入れようという政策をとったんです。そしたらどんどん合計特殊出生率が上がって、それにあそこの食料自給率はドイツと同じだったんですよ。ドイツは今 82 % なんです。フランスはぐんぐん抜いて 127 % になった。しかも、合計特殊出生率が 2.0 を超えたんだよね。だからそういう意味で、食料自給率と合計特殊出生率が比例するという、そういう関係がある。

現実に東京は 1.0 でしょう。全国平均は 1.37 ですから。福島県は確か 1.52 です。だから田舎の要素が多い。だから田舎は次世代を子どもを産みやすい環境にある。そういうことを謳うことはないけれども、国家堅持のため、そういう質に沿った保障産業であるんだから、国家のまさに根幹に関わることなんだと。そういうことをこの目標でしっかりと謳っておく必要があるんじゃないですか、そういうふうに申し上げておるわけであります。

鈴木 委員

おっしゃってることは分かりますけれど、私としては異論があります。もうひとつ、農協（との関わり）を書くべきという話もありましたけれども、これについてもそこまでは（必要ない）と思います。よく分かりませんが、農協についても、大変メリットがあるかもしれないけど、逆の声も聞こえてまいります。それでどうこうということではありませんけれど、あえて県の計画に書き込むことはどうなのかなと、ちょっとクエスチョン感じております。以上です。

議 長 はい。岸委員、お願いします。

岸 委 員 今回の意見に関連してですけど、私も、基本的には、この方針に入れるべきではないと思ってます。農業は、日本国の根幹産業であることには私も異論はございません。そのことを書くことはいいと思うんですけど、フランスの人口が上昇に転じた、出生率が上昇に転じたというのは、食料自給率を高める施策をただけではなくて、子供手当のような制度を充実させたということがありまして、フランスでは子どもが3人できるとお母さんは働かなくていい、5人できるとお父さんも働かなくていいというような施策を取っていますので、その辺も生きてると思います。

日本の基幹産業であるから、農業は大事だよというのは、私も非常に賛成で、それを日本国がないがしろにしてきたことも確かですので、その辺を強調することはいいと思うんですが、県の施策であってこれは国の施策ではないのでその辺を考慮した基本目標にしないと、非常におかしなものになってしまうのではないかと思います。

議 長 他にもし、御意見があればお願いします。長島委員。

長 島 委 員 JAの話が出ましたので、立場上お話しておきたいと思います。

やはり当面の重要課題としましては、担い手の育成問題、経営安定も含めて。あと農地問題だという認識をしております。そういった意味で経営、担い手問題につきましては、農業の経営管理支援を、技術指導もあるわけですが、経営管理支援をしていきたいと思いますという話をしていきます。

今ほどの話ですが、農業については、JAにとどまらず、地域で関係する重要な団体・機関があるわけですが、出たついでに申し上げますが、担い手の問題と農地の集積等々の問題は、非常に重要なテーマでありますので、この2つの施策については、JAだけを取り上げるというつもりはありませんし、JAだけではないわけですから。土地改良区、土地連、農業委員会、或いは行政も。その辺については、92ページに林業関係ですけれども、施策展開のイメージというのが出ているんですね。これを配っていただいて目を通した時に、なるほど分かりやすいなと思ったので、担い手問題と農地の集積関係は、このように県、関係機関関わらず、分かりやすいイメージ図として、整理していただくといいのかなという感じがしました。JAだけでやってるわけではありません。そこそこやってるつもりですので、そこは御理解をちょうだいしたいと思います。関係団体、行政も含めまして、

主要課題、担い手の問題、農地の問題等と絡むわけですがけれども、どう展開するかということ、分かりやすくお示しいただければと思います。こういうふうにしていただきたいと思います。

あともう一つですが、実は、福島県の米戦略ということで我々自身もいろいろと検討しております。だいが、米の需要も変わってまいりました。消費も変わってまいりまして、果たしてこうした情勢に、福島県の生産なり販売が対応しきれているのかどうか、そういう問題意識で我々自身も検討を進めております。これからの JA グループがやるべきこととして整理をしております。

需要に見合った生産ができていないということについて、本県の場合、コシヒカリが 65 % です、ひとめぼれが 25 %、この 2 つで 91 % なんです。中食、外食等も含めて非常に多様化している（需要に）対応しきれなくなっているんです。こうした多様化する需要に対応できる品種、新品種の開発が重要な課題になっております。

これは、44 ページに整理されておりますけれども、是非とも新品種の導入など、独自の品種育成、普及。さらには、71 ページに農業総合センター絡みで整理されておりますが、「開発を推進します」とありますけれども是非とも、これは、「導入促進」とか「推進」でなく「促進」、推進するのは当たり前という語弊がありますけれども、むしろ「促進」という気構えで進めていただきたいと思いますので、「促進」という表現に変えていただければ、大変ありがたいと思っております。生産現場からのお願いですのでよろしくお願い申し上げます。

議長

どうもありがとうございました。

他に御意見はございますか。はい。大川原委員、お願いします。

大川原委員

はい。私は生産現場に携わる者で、JA 女性部（代表として）お邪魔させていただいております。

65 ページに、直売所とありますが、やはり今、世の中大変な時に家計を支える一つになっている、直売所のお話です。6 年くらい前までは県内で 5 億の売上げでしたが、今は 50 から 60（億）の売上げに伸びています。その中では、女性部の、女性の力が見直されている一つなんです。この直売所に関して、定年制のない、女の人でも年齢がいても自分の健康のために働いて、元気な老人ができるといういい結果も出てきているとのお話も数多く聞いております。

この直売所への活動支援を、ますます生きがいを感じながら高齢者が働けるような支援をどんどんしていただきたいと思いますというお願いで

す。その辺の御支援を続けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、暮らしが大変な時にこの直売の収益がどれほど家計なりに大きな力になってるかという現実がありますので、地域のためにも元気老人が増えるためにも、そこのところを重ねてお願ひいたします。

議 長 特に直売所等への活動支援に力を入れていただきたい。女性や高齢者の方々を励ます意味で大変重要な支援策だという御意見だと思います。

他にいかがでしょうか。はい、茂木委員、お願ひします。

茂木 委員 概要版の1、2ページを見ていきますと、全体の項立てと申しますか、全体的な印象が、現在の農林業に対する危機意識が感じられないですね。何でそうなのかなと思って見てたんですが、一つは現状認識をきちんと書いてないというか、そこのところを詰めていないからかなという気がしています。

例えば、産業としての継続性を農業が持っているのか、とか、地域の活力低下はどうなんだ、という現状認識がないから、全体として岸さんが言われるように総花的で、危機意識が感じられないのかな、そのような感じを受けました。

それから、先ほど、主業農家の話をしましたけれども、他産業並みの収益を取る、或いは外国と対抗しても勝てるような農業経営ができる農業群を作る、農家群を作る。それから、いわゆる農地の多面的機能を維持してくれる小規模農家を維持していく。これはどっちも重要だと思うんですよ。地域としてどうバランスを取るかということが重要だろうと思うのですが、その書き込みがどこかでないと、特に主業農家の書き込みをきちんとしておかないと、平成26年度の目標値は、何でこういう目標値になったのかなということが分かりづらくなってしまふかなという印象を受けました。

議 長 はい、今目標値のことが出ましたが、数字については、後ほど事務局から御説明があった上で、議論になると思ひますので、そのところで議論させていただきたいと思ひます。

2点出されましたけれども、1点目については現状の捉え方が、ちょっと危機意識が弱いんじゃないかと。全体のトーンがそうなっているのではないかと、その結果、施策も総花的になっている、現状認識の不十分さが表れているのではないかと、大変厳しい御意見があったかと思ひます。

もし、事務局から何かあれば、或いは委員の方々から御意見等があ

れば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

浅和 委員

ちょっと、いいですか。

ちょっと補足的に説明をさせていただきます。先ほど言った、農山漁村の政策というのは保障産業の位置づけをするという重要な意味がありますよ。それは結果的に、例えば、次世代を生み出す、合計特殊出生率にも影響しているのではないですかと私は先ほど話したんです。国家の根幹をなすことを、農山漁村は担っている、だからそういう意味でこれは他産業とは違う、現実に歴史が証明しているんです。そういうところを市場原理主義でやったことによって、どんどん農山漁村が疲弊化して、合計特殊出生率も下がってきた。将来、非常に不安だと思うんですよ。まさに農は国の元と昔から言ってるように、根幹に関わることであるので、次世代の人材に関わることだから、保障産業なんだと。福島県は、まして農業県でありますから、そういう位置づけで、文言はお任せしますが、やっぱりどこかに謳っておく必要があるのではないですか。そこから出発すべきという考えであります。なるほど、この福島県の農業振興計画はまずそこに哲学があるんだな、ということが読めば分かると思うんです。

議 長

伊藤委員、お願いいたします。

伊藤 委員

委員の方々から、いろいろ話が出されたわけですが、私自身は今回の素案というか中間整理案について、そんなに悪くないなという印象を受けました。いくつか確認したいことはあるんですが、基本的には皆さんの意見が盛り込まれていないわけではないと。少し強く出した方がいいとかいう部分はそうかもしれません。

それ以外でおっしゃっていたように、農が、日本という国の基礎的な産業である、またその重要性ということはこれ誰しも否定できない。みんな共通に認識しているのだと思います。

ただそれが、先ほどから、農業への市場原理の導入がこういう事態を生み出した、という話がありましたけれども、確かにその面はあると思います。ただ忘れていけないのは、計画経済みたいなことでやってきた食管制度が破綻したという現実もあるわけです。その計画経済と市場経済、これをどういうふうに関係を取るかというのが非常に大切な視点だろうと思ってます。

そういう意味で現実の、国の政策、また都道府県のこういう農業振興計画に両方盛り込まれている内容になっていると受け取っています。問題は、その辺のバランス、どっちかに時代時代に（沿って）入

れていくんだろなとは思いますが。

福島県の農業振興計画の中では、第3章第1節の基本目標に、最大限、一番最後の県民へのメッセージできちんと謳われていると思うんです。「本県の農林水産業を魅力ある産業として持続的に発展できる土台を作って、さらに豊かで美しい自然環境を守ることによって福島県の将来を担う子どもたちに自信を持って引き継ぐふるさとを作ることを目指します」目指すではなくて、ここを「最大限それを実現するよう努力する」とかそういう文言に強調して入れればいいのかと思います。

保障産業という話ですけど、さっき言った計画経済を考えてもらえばいいんですが、100%の保障とかちょっと誤解を招きそうなので。既に現実に充分国民の税金を使いながら、農業への補助とか負担をしているわけで、それをさらに強化しろというなら、ですが。ただ、そういうことを主張するのであれば、なおさら、納税者とか消費者にこの農業の重要さを伝えなくてはいけない。だからこそ、今回の振興計画の中で、できるだけ消費者なり生活している人との絆をまず作りましょうというのを一番先に謳われているのだらうと思います。

先ほど、現状の認識が生温いんじゃないかという話があったと思います。多分、(現状の分析は)今までもずいぶんやられている、そういう資料とかいろいろ検討しているのではなないかと思います。ただそれで、現状認識の生産サイドだけ見ているのでは、なかなか県民、消費者という人たちの理解を得にくいんじゃないか。現状をきちんと伝える必要もありますけれども、これからどうやって、この過剰な農産物が過剰な状況のもとで福島県の農林水産物を分かって使ってくれる人たちを増やすか、しかもずっと買い続けてくれる人を増やすか、そこに力点を置いていると読み込めば、消費者、生活者との絆づくりというところを前面に出してるところは、むしろ望ましいのではないかなと私自身は思いました。それが1点目の感想。

事務局にお聞きしたかったのは、確認事項ですけども。先ほどまでの説明の中で、農産物輸出の指標で、物量のt(トン)で(数値を)取っていますが、なぜ金額ではなくて物量で考えてるのかという質問が一つ。

もう一つは、先ほどの農地の話にも関わってきますけれども、市街地調整区域は別として農振地域等の転用規制に関して、この振興計画の中で全然触れていませんけれども、転用規制をもっと強化するとか、何かしら県としての姿勢が出てもいいのではないかと思います。

その2点に関する確認だけさせていただきたいと思います。

議

長

はい。それでは、2点ほど御質問が出されてますのでお願いします。

農産物流通課長、お願いいたします。

農産物流通課長

農産物の海外輸出の関係ですけれども、本来であれば、農産物の輸出額で捉えて、それを指標とすべきという御質問ですが、私どもの立場で捉えられる数字ということで、実際に県と一緒に取り組んでいただいている JA とか、それ以外の関係する機関からも情報をいただいて、まとめ上げております。

海外ということもあって、レートの関係もありますし、そういう中から、本県で一生懸命海外にどれだけ輸出をしたのかいうところに力点を置いて、現状に対して目標がどのくらい伸びたのかいうことを示して、取り組んでいった方がいいんじゃないかということで、数字は金額ではなく、数量にさせていただいたところです。

議 長

金額は、レートの違いもいろいろ出てくるので、ここは量で判定するということだそうです。

いいですか、その点。

伊藤 委員

できたら、両方使ったらいいんじゃないですか。

大きな問題ではないですけど。数量だけでやるには、金額だけでもあとあと、問題点もあるので。できたら両方書いた方がいいです。

議 長

要望ということでよろしいですか。金額も含めて出していただける方がいいのではないかとということです。

もう一つ御質問が出されていました。

農振地域等の転用規制について、お願いいたします。

農地調整室長

農地調整室です。

農地転用規制についての記載ですけれども、今回どんなふうにかき加えるか考えていなかったものですから、御意見いただきましたので、どういった書きぶりにしたらよろしいのか考えながら検討させていただきたいと思います。

浅和 委員

最後に、もう1回言ってみます。私、何回も質問しますが、話をさせていただいて大変恐縮ですが。

福島県46町村を代表している、私は会長であります。

現実的に、農山村の生活というのは大変なんです。去年、福島県で12,701人の人口が減っている。どういう分野で人口が減っているか。農山漁村なんです。これは新聞にも公表されてますから。いかに疲弊しているか。

福島県は農業県でありますから、そういうことを考えれば、少なくともこれは、農林水産業の振興計画ですから、根幹をなす農山漁村の振興計画なんだから、はっきりと利害と縛りなくして、しっかりした県づくりのための保障産業なんだ、そういう位置づけで考えていると、言わんとする趣旨をやっぱり理解してもらいたいと思うんです。

46 町村のだいたいは、そういう農山漁村を担っていく。人口 12,701 人はどういうところが減っているか、そういうところが減っている。例えば、この福島市だって 994 人減っているわけです。これは、市街からは減っているはずないんです。郡部から減っているんです。二本松も 6 万なにがししかいないところに 725 人減ってるんです。どういうところで減ってるか、結局は郡部の方が減っているんです。

だから、この振興計画の基本とすべき目標にきちっと、要するに保障産業なんだ、と。その謳い方はどういう形でもいいけど、そういうことをはっきりと県民に分かるように、文言で表示しておくべきである、そういう考え方であります。

議 長 はい。それでは、岸委員、お願いします。

岸 委 員 今の話と関係ないところですけど。

先ほど、伊藤先生から概ねにおいていいのではないかという話もあったんですが。また、茂木委員からは現状分析が甘いのではないかという話があったと思うんですけど。

例えば、中間整理案の 13 ページ、16 行目。「本県の農林水産物は品質が高く、市場でも評価されていますが」と書いてあるんです。本当に評価されてますでしょうか。評価されていれば、もっと高い値段で取引されているのではないかという気がします。同じ品質であれば、福島県の方が安く売られている気がしてしょうがないんですけど、この辺は認識が甘いと言えるのではないかな、分析が足りないのではないかなと思うところです。以上です。

議 長 これにお答えいただかなくても、いいですか。
他にいかがでしょうか。柏村委員、お願いいたします。

柏 村 委 員 農業者代表で参加させていただいていますが、どうしても自分の地区の農業関係を質問するようになってしまおうんですけど。

まず、うちは矢吹町なんですけど、息子も今回就農したんですけども。新規就農者への助成、貸付金をお願いしたら、今年はすごく多すぎて対象になるかどうか分かりませんが申し込んでください、と。

担当者がそう言っていたんだか分からないですけど、そんなことを言われたし。また、新規に事業をやりたいということでそれも申し込んではいらるんですけど、それもやっぱり対象になるかどうか分からないと。周りの若い就農者達が意気込んで申し込んでも、申し込む前からそういう返答が来て。それも、2回くらい、春先と今秋もあったんですけど、1週間前くらいに書類を出してくださいという連絡があったので。町の担当者と県との（タイムラグ）もあるでしょうけど、そんな書類の出し方でしたし、県と町との連携がまだまだ密になっていないのかなあと思ったり。

うちの方は、就農者が多いということで今意気込んでいる地域で、また、ほ場整備等も3カ年計画で実施しています。政党が変わりましてみんな不安がってはいるんですけど、農業に対しては、行政がそれなりに補償しますと、一生懸命このように政策を立てていただいているので、大丈夫だと思いますけれども、事業費等負担金もかなりかかりますので、それらの返納金がスムーズにいくような政策や御指導をいただければ幸いです。要望いたします。よろしく願います。

議 長 今のは要望と言うことで受け止めさせていただきます。

柏村 委員 新規就農関係は、ホントにそうなんですかということちょっと。

議 長 その確認ですね。現場の方から、その状況について果たしてどうなのかという御質問がありましたので、お答えいただければと思います。

農業振興課長 農業振興課です。

新規就農者の状況につきましては、前回の会議でもお話が出ましたが、昨年に比べて本年は、かなりの数で増加しているという状況で、就農者も増えております。併せて今ほどありました資金の話ですが、就農するにあたっての国の制度、或いは県の制度として就農を準備するための、研修の段階から就農する時の経費、それから就農してからの勉強の機会ということで、いろんな過程に応じた資金、或いは支援策が講じられております。

特に県の制度としましては、今年「経営開始支援資金」ということで、就農後、必要な勉強をするにあたって必要な経費、或いは就農直後に一部生活する上で必要な経費も含めて支援するといった制度があります。今年度は、新規に就農する人が増加しているということで、貸付要望も増加していることも事実です。

そういった中ではありますが、それをどうしようかということで現在いろいろ検討しているところです。就農者が増えるということは非常にいいことでありますので、そういった方々が何らかの形で支援を受けられるように努めてまいりたいと考えております。

もう一つ、金は借りたけれども、或いはいろんな事業を導入したけれど、後で安定して返せるような経営が必要だろうという話もありました。それについては、5年間の就農初期の計画を立ててもらって、それに基づいて計画的な応援をしようということで、就農計画の認定制度も設けております。そういったものに従って、資金を借りていただいたり、或いはその後の研修や経営を支援するということになっておりますので、それらを踏まえて継続的な支援をさせていただいております。以上です。

議長 よろしいですか。

柏村委員 はい、ありがとうございます。

議長 その他御意見もあるとは思いますが。

浅和委員 議長。先ほど言ったことについてのコメントがないので。これは福島県の振興計画ですから、私が何回も言っているこのことについて、どういう見解なのか。

議長 その点については、浅和委員から、農業は根幹産業であり、保障産業であるときちんと明記すべきだという御意見が、先ほどから言われているわけです。それを巡って、鈴木委員、或いは伊藤委員からまた別な御意見なども出されてます。

基本的に、農業が日本の基幹産業、根幹産業であり、それに基づいてこの振興計画もできていると。基本目標に、そのことが表現されていると、私も思っておりますけれども。さらにもう少し強く強調すべきではないかという御意見が出されているところです。

事務局でその点を今後検討するという形にいたしますか。

(事務局) (検討すると言うことで)

議長 いくつか御意見もありますので、浅和委員の思いも積極的に受け止めながら、ここの書き方については。

浅和委員 作文としては分かりますが、きちんとした議論的なことでやっぱり。

福島県の農業振興計画の基本目標のところをそういう位置づけをしているんですよ、ということをはきちと結んでいただきたい、とお願いしたいなと思うんです。そういう提言です。

議長 それも御意見として受け止めさせていただきたいと思います。

富塚委員 これは、大変難しいことですね、私も市長会代表ですが。

それぞれの地域によって生産するもの。また、生産者であり消費者でもある。食の安全とかいろいろやっています。私も林業、或いは農業会議とか出ております。

福島県として農林業と漁村をどう持っていくかということです。

県民に、我々としても市民に、伝えているかということほとんどこれは見ません。残念ながら、多分ここだけです、これを議論してるのは。それぞれの思いがあって言っていると思います。農家の人、農業といっても畜産もあれば、葉たばこも、トマト、キュウリ、野菜いろいろあります。

農業は、一番補助金として守られております。災害があっても、凶作にあっても、農協の共済があるにも関わらず、市町村が補填しなければならぬ。

国は食管制度を廃止しましたね、自由化ですよ。ですからどこに売ってもいいですよ、それなのに、減反から生産調整に変わり、売れる米作りとなってきました。福島県もふくみらいとか技術開発やっていたいております。これから福島県はどうあるべきか。

農業委員会、農業会議所、いろいろと立場があると思います。市町村においても同じです。農業委員会でも、産業課でもいいんです。でも、農業委員会は一ヶ月に1回もありません。県でどうやっていくのか、農業委員会の役割と市の農政の役割というものが問われておりますし、こういう問題になってくると5年間という計画の中では大きく変わってまいります。審議しているうちに大きく変わってまいりますよ。

新規農業者は減ったり、多くなったり、その時によって多少あるでしょう。でも、自由化ですから、本来は。農業も自由なんです。なぜかといえば国民も認めたわけですよ。全ての人が作っていいし、販売していいわけですよ。でも、お米だけは面積カットですね。しかし、(減反を)ずっとやらない人いますよ、農業委員にもいますよ、自分で農業委員やりながら(減反)やらない人いますが、自由ですよ。そこに県民、或いは農業生産者と消費者、或いは中間の方々の格差が生まれます。一方で何かやると一方ではダメになる。なぜ、(農業が)

手厚いかというと、人間の食べ物だからということがあるので、そうなっていると思います。

商工業にはほとんど、補助金なんていってません。新規のお店屋さんには、新規就農と同じように補助金は出してません。ほとんど農業者だけです、それも止めてもいい。生産者がいろいろやって、補助金は相当です。葉たばこにしても、畜産にしても、トマトハウスにしても。県も出してますよね、それがどこまでいいのかというのがこれから問われると思います。

人口の問題も先ほどありました。人口の問題は、あらゆる分野に差し障りますが、ただ農業に後継者がいないということはもう以前から決まっているんです。所得がないんですから。同じく勤めれば同級生が 200 万、300 万（の収入を得ることは）簡単ですよ、いまだにそうでしょ。退職金もなし。そういうことが分かると誰もやらなくなってくる。我々が、（農業は）根幹だから、基幹産業だからやってくださいといってもうける人おりません。

そう考えると、福島県の目指す振興計画はそれぞれのまとめたもので、ところによっては、いいところあるでしょう。地域によっても、農業の生産者によってもいろいろ分野が違いますから（それによって違います）。ですから、全体的なものになるとどの辺に持ってきたらいいかということです。私も（全体的な）中身については、これでいいと思います。

（具体的なところでは、）54 ページの葉たばこの施策の展開で、規模拡大とはどういう意味かまずお尋ねしたいと思います。環境の問題として（たばこを）吸う人、吸わない人があり、お互いに守りましょうということではありますが、規模拡大はほぼできないと思っております。

それから 56 ページ、県産の肉用牛です。出雲の牛がいい、九州の牛がいい、いや岩手の牛がいい、といって 50 万、何十万でも買って来た、それがどこに行くか分からない。福島牛であっても、どこかにいけばどこそこの牛で売られている、それをどのようにしていくかというのは、農業を営む方々がきちんとやらないと、私も補助金をカットしたいと思います。

それから 57 ページ、酪農です。生産者から牛乳を飲んでください、と来ます。県内にいっぱいあって、（それぞれが）この牛乳飲んでくださいと言うんですから、これは難しい。福島県として本当に統一できるのどうか。ただ、消費拡大に向けてはやります。しかし、一箇所ではありません、販売も一箇所ではないので困ってしまうというのが

あります。福島県としては、牛乳ならどこにというのをいかないと、しかし、なかなか県全体ですからいかないと思います。

それから 59 ページの豚。二つの種豚（たねぶた）を研究します、というんですが。私の方は都路の豚があります、世界の金賞ももらっています、そういう豚の生産を会社がやっております。これに協力しておりますので、一概に県が（この二つの豚の振興）と言ったときに我々は別なことを考えなければいけないこともあります。

最後になりますが、学校給食。でも、ホントに米でしょうか、皆さん。学校給食に米だけ食べさせるなら我々楽ですよ。文科省が米飯給食（を指示）すればいいですよ。でも、できないでしょ、おそば屋さんもある、パン屋さんもある、うどん屋さんもあるでしょう。これが問題なんですよ。農家の人全部がお米を食べていますか、食べてないと思います。地産地消というのは、強固にやると鎖国です。ですから、私は地産地消というのは、ある程度自分のところで使いましょうというだけであって、学校給食に対しても、米飯給食も分かるけれども推進はどこまでできるか、という（疑問）があります。

課題はいっぱいありますが、福島県全体の中で、この地域、或いは農業の中でもこういうところ、漁業でもこういうところ、と主眼をおいていると思いますので、県の立場として、我々よりも全体を見渡していると思います。

食については、日本の国がどうあるべきかです。100 %の食料自給率と言っても、なかなか取り上げてくれない。所得がないところに後継者といっても私は出ないと思っておりますので、（農地が）荒れるのは当たりだ。しかし、その荒れた時に行政としてどの辺までやれるか。土地もまとめられるなら、生産調整も一箇所にまとめれば何 ha もできます。工場も誘致できます、環境もいろいろできます。しかし個人の土地だからなかなか難しいとということがあります。

消費者にも安ければいいという問題もあって、前にも言ったけど、福島県の何が名産ですかと聞くと誰も分かりません。一部の地域イコール一部の名前だけで、国民が動いていると思っております。

長くなりましたが、全体的にはこれで私はいいと思っております。以上です。

議長 どうもありがとうございました。

実際には、いろいろ難しい課題がかなりあり、県としてどこまでやれるのかといったことは、個別に詰めながらやっていかなければならないだろう。単にスローガンであっては、それだけで終わってしまうという意味合いも含めた御意見だったかと思います。

議

では、佐瀬さん、お願いいたします。

佐瀬 委員

私としては、この振興計画は、大枠でよくできた計画であると思います。

私は、会津若松ですので、米の主産地として、JA 始め、農家の皆さん、米に特に力を入れております。

県の審議会で、県の振興計画が審議されているわけですがけれども、私ども農家としては、この計画がまっすぐ農家には来ないと思うんです。多分、県が策定して、採択されたら、これに基づいて市町村が、現在も市町村で振興計画を持っていて、市町村独自の振興計画に基づいてそれぞれの役割を決めていると思います。市がやるべきこと、それから生産者がやるべきこと、その中で当然 JA の立場も明記されていると思います。私ども農家においては、この計画に基づいて、(作られる)市町村の計画の中で、実際に補助金をいただいたり、生産活動をしているわけです。

幸いなことに、会津若松の認定農業者会の事務局では、県のメニュー、国のメニューをきめ細かく計画を立てていただきまして、農家が本当に自立していけるような将来性のある事業を展開しております。

ですから、私としては、この計画はまず、妥当なものではないかなと考えております。前回の審議会の中で議論されたものが入っておりますし。

問題は、これが風化しないように、各市町村がこれに基づいて振興計画を練り直すなりしていただいて、将来希望の持てる農業ができるような施策を取っていただきたい。それが私の望みです。以上です。

議 長

どうもありがとうございました。

それでは、大幅に予定の時間を超過しておりますので、ここで一旦、全体概要についての御意見は終わらせていただきます。また、最後に、お時間を取らせていただきますので、その時にまたお願いしたいと思います。

次に、既に議論としても若干入っているところですが、主要指標について、まだ事務局から御説明いただいております。主要指標に審議を移させていただきたいと思います。

それでは、事務局から御説明お願いします。

農林企画課長

はい。それでは、主要指標についての資料 4、資料 5、農林水産業産出額として資料 6 で御説明させていただきたいと思います。

まず、資料4ですが、1番目の「農業関連産出額」から23番目の水産部門の「沿岸漁業産出額」まで23の指標があります。欄外に記載していますが、いずれも新しい総合計画で設定を予定しているものということで、総合計画にあがっていく指標です。

算出の根拠等につきましては、2ページ以降に記載しております、「農業関連産出額」から「食料自給率」まで。食料自給率は、カロリーベースで、モニタリング指標という記載があります。モニタリング指標というのは、1ページ欄外に記載しておりますけれども、様々な理由がありまして、目標値の設定が困難または不相当であるもの、ただし、毎年状況を把握して向上することが望ましいものという内容です。

「食料自給率」の欄を見ていただきますと、目標設定の考え方として、現状85%が県の食料自給率ですけれども、算出方法につきましては、いわゆる国の一律の考え方であり、例えば、飼料自給率の向上など県の独自の取組みで行ったとしても、それが反映されないということがあり、経過を把握するモニタリング指標にしています。

同様に、モニタリング指標は、8番目の「過疎・中山間地における新規就農者数」です。新規就農者数は捉えることができますが、過疎・中山間地域に割り振ることができないということでモニタリング指標となっています。

また、10番の「農産物直売所の販売額」につきましても、民間団体の経済活動ということで、県がその販売目標を設定するのは難しく、モニタリング指標として、増加を目指すという記載になっております。

資料4が、今申し上げましたように新しい総合計画で設定を予定している内容です。

資料5につきましては、新たに農林水産業振興計画を策定するわけですけれども、施策ごとの指標の案です。先ほど申し上げました資料4の23を加えまして、全体では、本日、水産関係の指標を追加しまして、現在80の指標ということになっております。

まず、魅力ある農山漁村の形成ということで、主要指標として「グリーン・ツーリズム」、「農産物加工品販売」、「農商工連携を把握した件数」。それから、「絆づくり」、「農山漁村の交流促進」、「6次産業化」等々それぞれ項目別に、施策別に指標をつけております。

2ページをお開きください。訂正をお願いします。

15番「認定農業者数」、6,742となっておりますが、6,647に御訂正をお願いします。6,647経営体です。

資料5につきましては、現状のみ記載しており、次回の審議会で、目標値について御審議いただきたいと考えております。

それから資料6は、新しい総合計画に「農林水産業産出額」として、提出しているものです。その「農林水産業産出額」につきましては、9月の議会、また農林水産委員会等々で様々な御質問、御意見をいただいたところです。ご承知かもしれませんが2,600億という数字で当初考えていたところです。各方面から様々な御意見をいただき、部内で再検討した結果、今回お示ししております目標値に、「農業関連産出額」2,700億円という目標値を立てたところです。

中身につきましては、後ほど説明申し上げますが、その他「林業産出額」165億、「水産業産出額」120億。合計しますと、「農林水産業産出額」2,985億ということで、概ね3,000億を目指すという内容となっております。

まず、水田畑作部門ですけれども、米につきましては、現在、本県では過剰作付けが12,000ha余りあるわけですけれども、その解消を図っていききたいということで、5年後には4割減を目指したいということで生産量が減少します。それに伴い、産出額も基準値に比べて減少するという事です。

その部分を園芸、畜産等々でカバーしていききたいということで、園芸につきましては、作付面積の増加を図ることとして、当然、担い手の育成、省力化、雇用労働力の確保などを施策として展開していくことにしております。

特に産出額を増加させる主な品目としては、果樹ではもも、ぶどう、花きでは、リンドウ、トルコギキョウ、野菜は、キュウリ、トマト、いちご、ねぎ、それから会津、浜通りで生産量が伸びておりますアスパラガス、ブロッコリー。こういったものを重点的に特化させたいということで、園芸作物合わせて979億に対して1,125億ということで15%のアップを図っていききたいと考えております。

それから、畜産ですが、先ほどから畜産に対しても様々な御意見いただいておりますけれども、肉用牛についてもやはり、経営の規模拡大なり飼養頭数の増加、出荷頭数の増加などを図り、拡大していききたいということ。

豚につきましては、飼養頭数の増加、出荷頭数の増加を図って拡大させていきたい。

あと鶏関係ですが、会津地鶏、川俣シャモ、そういった福島県独自の銘柄鶏がありますので、それらを増加させながら、生産量、産出額の拡大を図っていききたいということで600億という目標を立てまし

て、基準年対 14 % 増という考え方を持っております。

そこまで農業部門ということで、そこに今回加える農産物加工品販売額があります。農産物加工品につきましては、統計上は、あんぼ柿の加工販売額ぐらいしか入ってはおりません。この部分につきまして、県で独自に把握できるもの、県産農産物を県内で加工するもの、そういった考え方により、例えば、農産物加工組織における加工品の販売額、あんぼ柿、直売所における個人の販売額、それから各 JA が取り組んでいるリンゴやもものジュース類の販売、それらを加えることにより、現在の 65 億に対して 90 億まで伸ばしていきたい。基準値に対して 25 億のアップということで考えているところです。

そういう諸々を合わせて、2,700 億という産出額の目標を立てまして、今後、施策を展開していきたいと考えているところです。

なお、細かいものにつきましては、時間の関係上省かせていただきますが、26 年に 2,700 億を目標値として設定していきたいと考えております。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただ今の御説明で各委員より御意見、御質問がありましたら、お願いしたいと思います。いかがですか。

降矢 委員

はい。ここに来て一言もしゃべらないのは大変もったいないのでしゃべらせていただきます。

この計画そのものについてはよくできていると思います。それぞれの部署で、自分の部署ではこういったことを一生懸命やるぞということで御提案していただいているものと受け止めています。

でも、ここに集まった方々は、農業を産業にしましょうという方々がお集まりだと私は認識してます。農業を産業にするためには、どういう施策が必要なのかということ、どこに重点をおいてやればいいのかということをもう一度深く考えていただいて、ここに出てきた計画の中で、順番をつけて取り組んでほしいなと私は思っております。感想としまして。

議長

どうもありがとうございました。

それでは、岸委員お願いします。

岸 委員

はい。新しい総合計画の目標値として出ている中で、産出額が設定されてまして、約 200 億円増、8 % 増で計画されているわけですが。

ここで計算されてますので、例えば食料自給率はモニタリングで増加を目指すと書いてあるんですけども、この数字から展開していくと、

概算で食料自給率というのは出ないものでしょうか。

議長 食料自給率についての御質問ですね。

岸委員 数値が出ないものですか。

農林企画課長 この数字の中ではまだ計算しておりませんが、言えることは、米が一番カロリーが高くて、食料自給率の数値に左右することになります。

ですから今回、過剰作付けを解消していきたいという部分が入っておりますので、食料自給率は若干落ちると思います。

岸委員 その意味は分かりました。ここに食料自給率が 85 % と出てるんですけども、米を除くと 17 % ですよ、福島県の自給率は。全国で最低クラスの自給率だと思うんです、米を除いてしまうと。米を減らしていったら他を増やしていくっていうのはいいことだと思うんですが、その場合、やっぱり自給率は増えないんでしょうか。(農業産出額の増加が) 8 % でもダメですか。

農林企画課長 はい。米が減るという部分で、低下は否めません。麦、大豆、ソバなり、カロリーの高いものについて増加を拡大していきたいということですので、横ばいで考えております。

岸委員 なぜ、私がそういうことを言うかと言いますと、計画を後で評価するとき非常に大事なので。数値目標であれば簡単に評価できるんですが、増加を目指すというあいまいな目標だと良かったか悪かったかということが評価できないと思うんです。

だったらそういうものを指標にあげない方がいいのではないかとこの気がするので、お話したんです。できるだけ数字で目標を出していただきたいなと思います。

農林企画課長 そういう意味でここにモニタリング指標と書かせていただいているわけですが、その部分については内輪の話になってしまいましたが、担当の総合計画課とは十分話をしておりました。

こちらとしても本来であれば(指標に)あげたくはないと話していたわけですが、モニタリング指標になったということで御理解いただければ。

議長 いいですか。他にいかがでしょうか。

浅和 委員

私、先ほど保障産業って言ったけど。今日本の食料自給率が 40% なんだよね、先進国ではこういうのどこにもないんです。

食料産業というのは、先進国で最低であり、福島県は農業県なんだから、それを保障産業と位置づけようと謳うことが始めにありきではないですかと申し上げたんであって。

本当だったら、福島県はこれだけの豊かな農地を持っているんですから、こういう目標値なら、100(%) を目指すべきだと思うんだよね。現在、85(%) ですか、やっぱり 100 を目指すくらいの意気込みが福島県になくってはならないのではないですか。先ほど言ったように 21,700ha も耕作放棄地を持っている。そういう県なりの特色、旗印、これが大切だと思うんだよね。だから、福島県は、やっぱり総合食料自給率は 100(%) を掲げると。やっぱり意気込みが必要だと思うわけでありますが、その辺はいろいろとやっていって、やっぱりこういう数字なんだということであればやむを得ないですが、ちょっと消極的だなという感じがするんだけど、どういふもんですかね。

農林企画課長

浅和委員のおっしゃるとおり、我々も意気込みは示したつもりです。と言いますのは、数字の話ですけれども、カロリーベースの基礎となる摂取する供給熱量が国全体一本であります。簡単に言いますと、人口が少なくカロリーの高い米をいっぱい作っているところについてはカロリーベースですので、当然食料自給率は上がっていきます。ですが、本県の場合、過剰作付けを何らかの解消を図りながら、他の作物にしていきたいということですので、意気込みとしては確かに 100 という数字をあげたいわけですけれども、実質問題として、本県で生産されている農産物で、県民が飢えるようなことはないと考えておりますので御理解いただければと思います。

浅和 委員

重々その辺は分かって、私は質問しているわけです。

今度政権変わって、その辺は県でよく試算してもらった方がいいと思うんです。今言ったように、選択性で所得補償対象と所得補償の対象にならないという関係、それから減反してもしなくても変わらないという政策、今度の農政政策ではなっているようですが、その辺をよく、計算してみて、結果的にどっちがプラスなのかマイナスなのか。やっぱり目指す目標は、福島県あたりが 100 に持っていかなければ、これを持っていける県はないと言ってもいいと思います。

だから、まず自給率を 100% に持っていく。あとは今度の政策で、どうなんだか試算をして、この辺をよく検討していただきたいなと思

います。

議長 よろしいですか。では、御意見を伺ったということで、可能であれば 100 %ということを含めて。

降矢委員 カロリーベースで計算するから 100 はありえない。カロリーベースの計算をするから、数字がいたりきたりするんでしょ。

金額ベースにすればいいことと。あとは 100 %の作付けを目指しましょう、この地域で、適正な作目を導入して、100 %の作付けをして、きちっと農地から農産物を生産しましょうっていう考え方だと、この数字みたいにいたりきたりしないですむのではないのでしょうか。この計算は、この数字を使って説明して非常に喜ぶ人が作った数字だから、農業県には当てはまらない数字だと思いますよ。この辺の数字を使わないで目標値を立てた方がいいのではないのでしょうか。

議長 伊藤委員どうぞ。

伊藤委員 食料自給率の話は続けてもいいとは思いますが、今、降矢委員がおっしゃったこと、カロリーベースで考えるとどうしても低くならざるを得ない。金額ベースであれば国産の方が価格が高いから上がるということですが。

本質的にはそういうことではなくて、福島県ではやっぱり農業ないし農業基盤、土地を 100 %以上使っているか、利用しているかどうかということが大切なのだと思います。

その上で事務局に聞いたかったのは、資料 6 の算定で、この水田畑作の中に、米粉とか飼料稲とか、飼料米、こういったものも、この中に入っていくのかどうか、というのが一つ。

もう一つは、資料 3 の中間整理案の中で頻繁に出てくるグリーン・ツーリズムは農業産出額の中に入れてるのか入れてないのか、もし入れてないとすれば、入れない理由としては何が考えられるのか、というあたりを回答願いたいと思います。

議長 御質問がございましたが。はい、ではお願いします。

次長 (生産流通担当) はい。産出額と自給率については、私のところが一番絡んでますので、おおよその御説明を申し上げます。

まず、食料自給率ですが、農林企画課長が説明したように、分母が全国一律であるということ。それで、飼料作物のカウントは、本県でいくら取り組んでも全国一律の飼料自給率で反映されないということ

で、目標設定が非常に困難である。要するに本県の施策がそのまま目標値に反映されるとは限らないという性格を持っているものであります。

新しい政権下での水田でできるもの、新規需要米のカウントは、当然、資料6の中に私どもは盛り込んでおります。

主食用米については、本県が全国1ですので過剰作付けを減らす、この5カ年間で4割程度まで減らしていきたい、10年間に過剰作付けを解消していきたい。計画の中で主食用米の過剰作付けを前提とした産出額、或いは自給率を計算してお示しするのは、県としての姿勢としていかなものかということです。

主食用米以外の部分では、加工用米、これはかなり値段としては安くなります。それから米粉、これも流通価格でいけば主食用米の比ではありません。キロ40円とか50円で流通されることになろうかと思えます。現政権がというよりも、来年からの流通自体が価格にどう反映されるかということです。

困ったことが、ホールクroppサイレージ、或いは飼料用米。これらは産出額には、全くカウントされません。これが、家畜に利用されて、初めて畜産物の産出額としてカウントされる。主食用米は減る、新規需要米については残念ながら産出額或いは自給率にはカウントされないという計算の仕組みになっております。

ですから、目標を定めることが非常に困難であるということで、産出額についても、資料6をご覧くださいますと、米、マイナス7%、主食用米以外の新規需要米にいかに取り組んだとしても、この程度の減少はやむを得ないというか、やはり過剰作付けを前提とした計画ではいけないということでのマイナス7%ということです。なかなか難しい状況ですけれども、産出額の出し方の決まり、それから自給率の出し方の決まり、これは全国一律の考え方ですので、それとの整合性をとっていることになっております。

議長

どうもありがとうございました。

算定の仕方そのものの限界、制約条件があることについて御説明がありました。

浅和委員

100%は北海道くらいですか。

岸委員

100%は、東北では宮城県と福島県を除くと達成していて、福島県と宮城県が低いです。

次 長
(生産流通担当)

関連して。今、事務局から話があったように、人口の少ないところ、しかも米の生産が偏って多いところ、こういうところは 100 を超えている。福島、宮城は人口が多いということで、あくまでも県の人口が分母に反映されますので、なかなか思うようにいかないということです。

伊藤 委員

そうであれば、今の説明でよくお分かりになったと思うんです。

資料 6 を金額ベースだけではなくて、さっき降矢委員も言っていたように、面積も使ったら分かりやすくなるのではないかと。両方併記とかどれぐらい取り組んだのかを。要望というよりも意見として入れていただきたいのが一点。

もう一つは、さっき岸委員から、最終的に 5 年後の達成を評価する時に、数値としてこれが一人歩きされる厄介なので、だからモニタリング指標という話があったんですが、そういう考えは大切だと思うんですよ。ついつい評価の時に、数値が勝手に一人歩きする評価になってしまう、それが 100 % ではないので、数値は数値の目標で捉えればいいし、数値で表せない部分はモニタリングないしは、農業振興計画であれば、農家の人にこういう努力目標と、5 年後の達成度合い、その辺を段階的に評価してもらおうとか、直接農家の方々に評価してもらえるようなこと入れたらいいと思います。

あと一点、グリーン・ツーリズムの方はどうなっていますか。

農林企画課長

はい。グリーン・ツーリズムを絡んだ産出額というお話だったと思いますが。伊藤委員がお考えになっていらっしゃるの、例えばグリーン・ツーリズムの中で農家レストラン、農家民宿とか、当然その民宿で食事を出すとかあると思うので、そういった部分が産出額の中に入らないかというお考えかと思えますけれども。

やはり、直売所の販売額と同じようになかなか捕まえることが難しい、まして県として目標値を掲げるのは難しいということで今回は、そこまでは考えてなかったということです。

併せて、米の話だったと思うんですが、面積で表すのはどうなんだというお話であったわけですが。資料 5 の 4 ページに、県産農産物の生産振興ということで、それぞれ作付面積、出荷量の記載をしており、今後指標値ということで検討していくわけですが。

37 番に特色ある多様な米作りの面積とありますが、なかなか面積で目標値を出すというのは難しいかなと考えております。他の県では生産量ということで出しているところもあると聞いておりますが、現

在のところ、米についても、生産量なり面積での目標値については県では検討してなかったというところです。

議長 いかがですか、よろしいですか。

伊藤委員 説明は分かりました。民宿とか直売所、農家レストラン含めて、そういったものを今後、農林水産業の6次産業化とか、目標の中に文言として入れているのであれば、そういうものの伸びも捉えられるよう、検討してほしいと思います。

米に限らず、それぞれ作物の作付面積等、これは比較的統計としては押さえやすいわけですので、そういったものもですね、金額の一人歩きとかではなくて、面的に、できるだけ土地利用率はどうなのかということを考える上でも、そういう指標も検討していただきたいと思います。

議長 はい。要望ということで受け止めさせていただきます。
他にどなたか。はい、長島委員お願いします。

長島委員 はい。政権が変わりまして、戸別所得補償方針になりますと、米価の下落を心配するわけですけれども。そういう中で農業産出額を伸ばしていくのは非常に厳しい環境にあるなと受け止めています。

とはいえ、前段に申し上げましたように、生産者が元気の出るメッセージとして、農業産出額なり所得増大という旗印が必要だと思っています。そこでこの産出額の拡大には、JAとしても一緒に頑張っていきたいと思いますが、生産額と同時に農業所得の増大という目標からすれば、これまで生産農業所得という目標があったんですが、これからこれも非常に重要な要素になってくるのかなと思っています。

私が見落としたのか、項目にないようなんですが、この辺はどういうふうに整理をされたか、お聞かせ願いたいと思います。

議長 農業所得についての数値目標がここに見当たらないということで、どのように考えているのかということですね。いかがですか。

農林企画課長 現在の農業・農村振興プランの中では、確かに生産農業所得ということで、記載しています。ただ、これは統計の数字ということですので、検討させていただければと思います。今度の新しい計画で指標としてどうするかについては、検討させていただきたいと思います。

岸委員 今のことは大変重要だと思うんです。先ほど伊藤先生もおっしゃっ

たように、農家の満足度とかが上がっていかないと、農業を振興していこうと思ってもなかなか振興できないと思うんです。その一つとして生産所得というのは、非常に重要な指標ではないかという気がします。目標として組み込まれないのはまずいかなという気がします。

議 長 岸委員からも農業所得の目標値を挙げるべきだという御意見が出ました。

他にいかがでしょうか。浅和委員。

浅和 委員 本家本元に戻りますけれども、そうであればやはり自給率の関係もしっかり、それが土台になると思うんです。だから、福島県の特徴ある自給率の方策、結果的には所得に結びつく、そういう方策、これが大切だと思うんだね。だから、自給率は100に持っていく、なおかつ、所得も上がる、そういう計画が必要なのではないか、そういう感じがいたしますので、その辺を再考願いたいと思います。

議 長 他にいかがですか。

大宮 委員 まず、資料4に、この表は要するに、現状がこれくらいだから、目標はこれくらいにいきいたいというので、ほとんどが100%、ひどいと330%という伸びを示した割合を出してらっしゃいます。

資料4の中を見ていくと、こういう考え方でこの目標値の設定をしましたよというところで、「これ本当にできるの?」と思ったのが、5番のうつくしま農林水産ファンクラブ会員数というのがあって、その考え方が、その学校の一学年に1人、その学校で6人ずつ会員を確保することで目指すよと。こういう農林水産のファンクラブ会員数という考え方と学校から6人ずつ引っ張ってきて達成させようというのは、ちょっと考え方がお粗末ではないかなと思います。

今まで資料3でいろんなこと、振興計画はこーだあーだと書いてありましたけど、私的に言わせていただきますと、その後の地方の振興の方法とか計画実現ために、こっちのほうに重点を置いて、私たち自身がきちんとした計画を立てて、それが農家の方にプラスになり、果ては消費者に、金のない時代にいかに家計を安く上げるかと一生懸命に考えているお母さん方のプラスになる方向に持っていかないと。なかなか金が動かない今の時代に、金を動かす方法を考えないといけないという、非常に難しい部分があるのではないかなと思っています。

資料3を読ませていただきましたが、一番最初のふくしまの農林水産産業・農山漁村のめざす姿の基本目標。これなどまともに読んでみると背中がぞくぞくっと(なります)。「こんなに福島県良かったのか

い」というくらいいいことづくめで、先ほど岸さんが「こんなにいいことばかり書いてて大丈夫か」っておっしゃったように、本当に危機意識がない振興計画だと実際、私も思いました。

以前、県のいろんなところに携わって、きのことか林業とかやった時に非常に甘いなと思ったことがいくつかありまして、それがやっぱり甘いまま振興計画に入っているのではないかなという気がしています。

やはりもう少し、精査をする部分は、厳しく精査をした上で、目標値を何%増というのをきちんと考え直さないといけないのではないかなという気がいたしました。

第6章と第7章は調整中と書いてありますけれども、ここを皆様のところにきちんとお返しになって、せっかく県民の、農林漁業者に対する役割分担を決めて、この計画を推進するとお書きになってらっしゃいますので、最終的にこれを達成しなかったらどうなるんだというところも一県民とすれば、興味もあります。

これを県が策定した上で、今度、市町村レベルで何を考えて、最終的には農林水産業の方々のところまでおりていくことだと思えば、やはり、最終目標をどう持っていったら、もし達成できなかったらどうするんだと、そのあたりまできちんと目標を考えられた方がよろしいのではないかと思ったことと。

第6章の細かいところをざっと見たんですが、全地域で同じような言葉尻で書いてあるのだったら意味もないなど。もっともっと地方を大事にみて、もっともっと地方の特徴は、県北はこれだ、県南はこれだと、絞っておやりになったほうが振興計画としてはもうちょっと実のあるものになっていくのではないかなと思いつつ読みさせていただきました。

議 長

はい。どもありがとうございます。

全体を通しての意見、感想をいただいたと思います。

特に、数値目標等は現状を厳しく捉えて、数値等の精査をすべきだということ。達成できる目標値となっているのかどうかという点での吟味をしていくべきだという御意見かと思えます。

他にいかがでしょうか。かなり予定の時間を超えております。

佐瀬さん。

佐瀬 委員

今、ファンクラブのお話が出ましたけど、私のところで、若松市内の中学生の職業体験を去年から受け入れて、今年は13名で、3日間行いました。子ども達のいきいきした姿をみて、学校の先生さえも驚

いておりました。というのは、中に二人ばかり不登校の子どもがいて、3日間持つのかなと思ったけど、我慢して一生懸命取り組みましたということで、先生も驚いておりました。

ですから、こういう職業体験を含めて、農業体験というのは、前に国の方でも小学生に必修で実施するという話もあったんですが、教育委員会あたりとタイアップして、各学校で必ずやるんだということで、ある程度方向性を出せば、農業に対しての理解が子どもの頃からしてもらえます。私のところにも、将来農業をやりたいと思ったら使ってくださいかという子どもが何人もいまして、3日間を通して本当に私もいい経験ができました。

新規就農ですけれども、会津若松では今年から取組みを始めて、春と秋の2回セミナーを開催して、農業体験も一緒に実施いたしました。こういう不景気で企業を離職した方もおられましたけど、実際（新規就農するのは）どうなんだ、本当にやる場合どうなんだというのと、先ほど、県から話があったように認定を受けないと制度資金が借りられないとか。

今、国では12月から農地法が改正になりまして、就農する場合の下限の面積として、農業委員会等でも議論されているかと思います。会津若松では、数年前に特区申請を行い、下限10アールで、特区の認定を受けまして、何名か新規就農もおられました。

けれども実際は、10アールでは、農業者として当然食ってもいけないし、小手先ばかりの施策だなということで、私たちは反対したのですが、農業に限らず会津若松に定住してもらうこともあったものですから、今までやってきました。今年は12月の実施に向けて各市町村で、農業従事者としての下限面積を決定しないといけないそうです。

この辺どうなんだと聞くと、検討中だということで、なかなか結論が出なくて、畑や田んぼの確保もストップの状態であります。これも、県で早めに、多分市町村に任せているらしんですけど、どうなんでしょう、県内の下限面積もう出そろったんでしょうか。その辺をお尋ねしたいんですが。

高田 委員

確かに下限面積は、農地制度の改革の声が出たときから話が出ておりました。今佐瀬さんが申しましたように、当初は50アールだったわけですね。それが、会津若松では、10アールということに何年か前に決めたそうですね。そういう形ですと、それを理由に業者が土地を買い求めるということがおきまして、我々農家にとりましては非常に影響を及ぼすことになるんですね。10アール買ってやればいいんですが、やらないでそのまま放置しておくというのが多いわけです。

今、(農業委員会)常任会議でも、或いは各委員会でもこの面積等については、やはり10アールではダメで、今まで通り50アールを堅持していった方がいいのではないかと。実際に、50アールでも農業をやっていくには、それで生計がたつかどうかといたら、これは私がしゃべらなくてもみんなご存じのとおりだと思います。ですから、このことについては、堅持していった方がいいのではないかと思います。

それから、資料をいろいろ見させていただき、非常に一生懸命やっているということは伝わったわけでありませう。

最終的に一番は何が原因か。要するに儲からないからみんな辞めていくんですね。では、儲かるにはどうするかというには、特色がないとダメだ。その方はよく知っていて、特別な物を作ろうということで、いろんな努力をされております。特に品種改良とかなんとかで。それぞれの地域でブランド品を作ってやっているわけですがけれども、やはり最終的にはこれに力を入れなければならないのではなからうかと思うんです。福島県のもの、或いは南相馬市のもの、或いはどここのものというものが決まれば、みんなに利用されるようになれば、確かに収入があるわけですし、収入があれば、みんなやるようになるわけです、自然と。資本主義の世の中で、当たり前のことです。そういった方向で計画を立てて、お金をいっぱい使って、早くできないものか。今のブランド品を日本全国にうまく宣伝して、多く利用していただけないものか。こういう極端な方向に進んでいかない限り、この計画全部を押していても、農家の方々が本当に望んでいるような状況になるのかなと、私としては疑問があるかな。

行政ですので、偏りすぎてはダメだと言うのでダメですが。やはり、そういった方向に、どのようにすれば一番早道であるかを精査する必要があるのではないかなと。

一つの方法として、できるかわからないですが、例えば、私らのところでシュンギクをいっぱい作っている。シュンギクは苦みがあって嫌いだという人もいるわけで、この苦みを取るのにどうすればいいものか。県でお金を出しましょう、こういうことはできないものか。それにより、南相馬市のシュンギクは甘くて、苦みがなくて、食べやすくなれば、そしてそれをどこにも出さないと。そういう方向にいかなければ、大きな問題はなかなか解決にならないのではないかと思います。これは、私だけの考えかなと思うんですが、できればそうしていただければ。

他の会社でも、私の車はこういう車ですよ、或いは、私のはこれだけ美味しいんですよって、簡単なことですよ。だからこれを買って

きて飲むのであって、そこに一番力をいれなければ、なかなかいろんな問題というのは解決しないのかと思います。以上です。

ありがとうございました。

まだ、御意見ある方も多いかと思いますが、一応、ここで打ち切らせていただきます。この後、休憩を取らせていただいて、地方計画のところ、まだ残っておりますので、そこをやらせていただきたいと思います。

ここまでで、地方計画の前まで中間取りまとめ案の議論が終わったと考えておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

かなりたくさんのお意見が出ましたので、全部こちらで拾うことができないかもしれませんが、いくつか御紹介したいと思います。

前半、武田委員から、農家と消費者との交流、結びつきを進めていくため、ホームページ等の活用が必要だろうと要望が出されました。

長島委員からは、生産者への励まし、メッセージといったものをもう少し強く打ち出していく必要があるのではないか、そのための工夫をしてほしいという意見がありました。

さらに、岸委員から県の独自性をもう少し工夫していただく必要があるのではないかという御意見だったかと思います。

只野委員から、基本に戻りつつ、様々な課題、いくつかのレベルで整理していく必要があるのではないかという意見もありました。

浅和委員から、とりわけ農業は、日本の拠点産業だろうと。それを国として、或いは県としてきちっと支援していくということ、はっきりと打ち出していく必要があるのではないかという御意見がありました。これについては、かなりやり取りもしましたので、今後、他の意見なども踏まえながら、取りまとめていただきたいと思います。

それから、長島委員からさらに関係団体などをどう位置づけていくのか。その位置付けを明確にしながら、担い手問題や農地問題を解決していくことが重要だろうと。イメージ、具体的な進め方、そういったことも出してほしいという意見もありました。

また、多様化する需要へ対応する品種開発について、きちっと対応をとっていただきたいと思います。具体的には、「推進」ではなくて、「促進」という文言に代えていただきたいと思いますという要望も出ていたかと思いません。

大川原委員からは、特に女性、高齢者による直売所への支援活動に力を入れてほしい。計画に出ておりますけれども、ぜひ進めてほしい

という御意見だったかと思えます。

伊藤委員は、全体的な計画そのものについての一定の評価と同時に、産出目標等について、価格だけではなくて、他の数字も工夫する必要があるだろうと。特に、土地利用という点から面積等で示していくとかも必要ですし、数値が一人歩きしていくことはむしろ危険だという御意見もあったかと思えます。

それから、柏村委員からこういったことを進めていくための、町との連携をスムーズにしていくことの重要性などもあったと思えます。

新規就農者について支援していくこと、段階的に支援していくことが重要だという御意見もあったと思えます。

後半になると私も疲れてまいりまして、整理ができていないのですが。

食料自給率について、数値目標のところでは御意見が出されたと思えます。自給率そのものを数字で出していくことの難しさは、委員の皆様で共有できたのではないかと思えます。その上で、何か別の形にせよ、連携させていくための工夫等が必要だろうということだったと思えます。

他にもまだあったと思えますが、あとは議事録等で拾わせていただく形にさせていただきます。

基本的に、出された意見は全部受け止めながら、次回以降、精査していくことで仕上げていきたいと思えます。どうぞ、よろしく願います。

それでは、ここで10分程休憩を取らせていただいでよろしいですか。10分後に、地方の説明と意見交換にさせていただこうと思えます。

それでは、これから休憩に入りたいと思えます。

(休 憩)

議 長

それでは審議会を再開いたします。

地方計画について、事務局より説明願います。

農林企画課長

地方の振興方向をご覧ください。137ページになります。

併せて、概要版11ページをお開きください。

大変恐縮ですが、時間がだいぶ押しておりますので、簡単に説明さ

せていただきます。

139 ページ、県北地方をご覧くださいますと、1 番目として地方の特色、2 番目として現状と課題、3 番に振興方向、次のページに重点的な取組内容、142 ページになりますが、県北地方の主要指標ということで、5 つの項目からなっております。各地方ともこういう構成になっております。

まず、県北地方ですが、振興のテーマとしましては、「くだもの王国の発展と環境と共生する農林業を育む里づくり」を掲げております。重点的に取組む内容として、概要版に記載してありますけれども、1 「農林業の担い手の育成・確保」、2 「農業の振興」では、(1) 「農業生産の振興と農産物の流通・加工・販売体制の整備」、(2) 「農業生産基盤の整備」、それから3 「林業・木材産業の振興」、4 「都市との交流促進と農山村の活性化」という取組みを掲げているところです。

県中地方は、143 ページになります。テーマは「食の絆で地域と共に発展する県中地方の農林業」です。145 ページの重点的な取組内容の1 番目「担い手の育成・確保」。それから2 番目「生産の拡大・商品力強化」ということで、稲作に過度に依存した経営から転すると記載しています。その4 つ目の として、県中地方の特色でありますコイの養殖が盛んということで、コイヘルペス病対策を記載しています。3 番目として「消費者や他産業との絆づくり」、4 番目「誇りの持てる農山村の形成」ということで、基盤整備等々を計画的に進めますという内容になっております。

147 ページは県南地方です。振興のテーマは「清らかな源流をいかし、次世代につなぐ県南の農林業」です。重点的な取組内容は、149 ページ「源流域の保全と源流の里にふさわしい農林業の推進」、2 番目「消費者ニーズに応える産地づくりと多様な主体と連携した新たな農林業ビジネスの展開」となっております。3 番目「食と農をつなぐ、次世代へのアプローチ」、4 番目「地域農林業の情報収集・発信と他産業等とのコーディネート」ということで、農商工連携や6 次産業化、他産業とのコーディネートを図っていきますということが記載してあります。

151 ページに会津地方になります。「地域経済をリードする攻めの

農林水産業の展開」というテーマを掲げております。重点的な取組内容としては、153 ページになります。「地域資源を生かした新たな仕組みづくり」です。それから2 番目「地域の特色を生かした攻めの農林水産業の展開」で、会津の特産ということで、下から2 つめの、会津産米、アスパラガス、会津牛、会津地鶏、百年スギ、会津桐、会津ユキマス等の生産とブランド化を促進しますという記載です。それから3 番「守り育てる水田農業と安全・安心な暮らしの確保」という内容です。4 番目「農林水産業の理解促進と食と農の強い絆づくり」という取組内容となっております。

155 ページ、南会津地方です。「みんなが輝く園芸産地といやしの里づくり」が振興のテーマで、157 ページの重点的な取組内容です。1 番が「多様な担い手の育成・確保による園芸作物の振興」ということで、の一番上にありますが、主力である夏秋トマトに加え、アスパラガスやリンドウなどについて、生産の取組みを強化していくということです。2 番目「森林・林業・木材産業の振興」、3 番目「6 次産業化、農林業と観光産業の連携推進」ということで、2 つ目の 27 行目、教育旅行やグリーン・ツーリズム、フォレストセラピーなどに対応して質的向上を図ります、という記載をしております。それから4 番目「豊かな農山村の維持・保全」を掲げております。

相双地方は 159 ページになります。「山・川・海の豊かな自然と多彩な地域資源が調和した農林水産業の展開」という振興のテーマです。重点的な取組内容ということで、161 ページになります。1 番目「豊かな地域資源を生かした農山漁村の活性化」ということで、1 つ目のグリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズムなど観光や教育と結びついた交流の展開を進めますという記載があります。2 番目「冬季温暖な気候を生かした農業の振興」ということで、冬期間の日照の多さを利用した園芸関係の生産振興に努めていくということです。それから3 つ目「豊かな森林資源を生かした林業・木材産業の振興」。162 ページ「良好な漁場を生かした水産業の振興」ということで1 つ目のつくり育てる漁業を推進すると記載しています。

それから 163 ページ。いわき地方です。振興のテーマとして、「「サンシャインいわき」が育む「森林・大地・海」の恵みを未来へと」ということで、165 ページに重点的な取組内容で、1 つ目「「サンシャインいわき」の農業振興」ということ。2 つ目「人工林が多いいわきの林業・木材産業の振興」ということです。2 つ目の 26 行目あた

り、地域材を使った住宅づくりを進めるとともに、森林所有者、建築士、大工、工務店とのネットワークの構築を推進しますという記載があります。それから3つ目「潮目の海」の水産業の振興」ということ。166 ページの一番上ですけれども、藻場回復のための食害生物の駆除等の保全活動を推進しますという記載もあります。4つ目「いわきの安全・安心な農林水産物の提供と魅力ある農山漁村の形成」ということで、これも2つめのあたりに、ブルー・ツーリズム、グリーン・ツーリズムによる都市との交流の促進、それから、その欄の一番下の13行目あたりになりますが、エコファーマー認定の推進を記載しています。それから5つ目「森・大地・海」の循環による自然環境との共生」ということで、未利用のバイオマスを火力発電用の燃料として取組むなどの支援をします。そういった記載です。

このようなことで、7方部ごとの地方の振興方向が現在まとまっているところですので。以上です。

議 長

ありがとうございました

ただ今の説明について、御質問、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

長島委員をお願いします。

長 島 委 員

別な機会でも申し上げたことがあるのですが。

いわき地方については、県内有数の消費人口を抱えているわけですが、JA自身の取組みもこれからという部分がありますけれども、地産地消、直売所とか。そういう展開をJAサイドにおいても課題となっているというわけでありまして。向こう5年間の中では、県北、県中、県南、会津とそれぞれの目標に直売所取扱高の目標とか、積極的な姿勢を示しているんでありますが、いわきも現状では、取組みが弱いところもありますけれども、周りに都市がありますから、県北、県中に比肩する消費人口があるわけですから、もう少しいわき地方の地産地消なり、直売所支援なり、振興方向、或いは重点的な取組内容でその書きぶりを強めていただきたいなど。これは、JA自らの課題であるということをお前提としながら、ご支援をいただけたらと、申し上げておきたいということでもあります。

議 長

いわき地方の直売所支援。これは、JAももちろんこれから重点的に取組んでいくということですが、なお、県からの支援を強めていただくような、そういう書き方をしてほしいという要望かと思えます。

長島 委員 JA に対する直接的な支援ではなくて、地産地消の取組みを強化する、県北、県中あたりから見ればちょっと書きぶりが弱いなど、消費人口が相当あるので、そういった意味でもう少し積極的な対応をお願いしたいという趣旨です。

議 長 はい。要望ということで受け止めさせていただきます。他にいかがでしょうか。

浅和 委員 県北地方について、これで大体分かりました。ただ一つ、残念ながら、21,700ha の約 10 % 相当分が合併前の安達郡、今は合併して二市一村になりましたが、合併前の白沢、東和、岩代が養蚕地帯であったものですから、これが耕作放棄地になっているんだね。県全体の 10 % ですよ。だから耕作放棄地を農地化する重点施策はどこかに載っていますか。県北関係で重点事業として加えていただく必要があるなど。県全体の 10 % というのは、不名誉でありますので。書いてあればよろしいです。

議 長 これも要望ということでよろしいですね。

浅和 委員 あとで、結構です。どこかに載っていますか。

農林企画課長 141 ページの 18 行目あたりから中山間地域の特徴を生かした農業振興に向け、「川俣シャモ」の生産拡大や肉用牛の飼養管理技術の向上、耕作放棄地等を有効活用した特産物の生産、加工、販売の支援を行うということで、当然、耕作放棄地の活用については考えているところです。

浅和 委員 重点的に入っていれば結構です。わかりました。

議 長 他にいかがでしょうか。
富塚委員、お願いします。

富塚 委員 大変いいことだと思うのですよ。福島県内のそれぞれの地域の特色をまとめていただいて、それぞれの地域がそれぞれで何を優先するか、そして県全体としては、この地域ではこういうものということをもとめて。先ほどの中間、或いはこれからの計画となると思っております。
全てがうまくいくわけではありませんので、それぞれ地域ごとに指標を設けていくという中で、さらに県として、例えば漁業ですと浜通りしかありませんよね。ですから、福島県の地産地消というならば、

こういう時期にこういうお魚が福島県の浜通りで水揚げされるとか、或いは会津のでしたら、こういうものが時期的になるとかいうことは（PRしていかないと）県民の皆様、ほとんどわからないです。

先ほどの自給率といっても、国民の人はカロリーなんて、ほんとにわかりません。何カロリーあったら生きていかれるのか。単純に言えば自給率40%と言ったら、10人のうち何かあったら6人は死んでもらいましょうということなんですよ。そういう危機感がないわけですね。

用語の使い方が、やっぱりまだ官庁用語になっているのでしょうか。それぞれの地域で、地域の誇れるもの、或いは全国に誇れるものを推進、或いはさらに広めていこうということでもありますから、私はこれで一番いいと思います。

その中で、先ほど言ったように、県全体としてはどの地域のここにみんなで応援しましょうというのがなければ、ただ単にその地域だけのことになるので言わせていただいたところです。

議

長

どうもありがとうございます。
他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、地方計画については、これで終了したいと思います。
そのほか、何か全体を通してございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

では今日は、長時間にわたりまして、たくさんの御意見が出されたと思います。これらの御意見を踏まえて事務局で再度次回案を示す形にしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日の議事はこれで終了したいと思います。長時間にわたる活発なご討議ありがとうございました。
そのほか、事務局より何かあればお願いします。

農林企画課長

それでは、事務局から今後のスケジュールについて、若干説明させていただきます。

当初の策定スケジュールとしましては、今日は第2回目の審議会です。

当初のスケジュール、変更後のスケジュールということで記載しています。当初のスケジュールですと、本日第2回目の審議会を開催いたしまして、年明けてから第3回の審議会最終答申案の審議という予定をしていたところです。本日ご審議いただいた内容で分かるとお

り、まだ主要指標なり、調整中という部分がありまして、もう1回、今年中もしくは来年1月早々に、第3回目の審議会を開催させていただきたいと考えております。

内容としましては、ここに記載してありますように、委嘱状の交付と書いてあります。現在の委員の方々の任期が、今月29日までとなっておりますので、新しい委員の方に対しまして、委嘱状の交付、それから会長、副会長の選任を含めまして、戦略的に取組む重点施策、それから指標について御審議をいただきたいと思っております。

変更後スケジュールの11月のところをご覧ください。

現在の間とりまとめ案を基にして、パブリックコメントを11月から1ヶ月間実施したいと考えております。

それから、市町村、関係団体への説明会ということで、11月下旬に、3方部で開催していきたいと考えております。今日、皆様に御説明した内容を各3方部で説明したいと考えております。

そして、22年の2月か3月に第4回目ということで、審議会を開いていただきまして、最終答申案を審議したいと考えております。以上です。

議長 それでは、今の御説明について、御質問がございましたら、お願いしたいと思いますが。いかがでしょうか。

(委員) (異議なし)

よろしいですか。それではご了解いただいたということで。岸委員お願いします。

岸委員 いつも審議会の議事録はもらっているのでしょうか。

司会 議事録はこれからお送りします。

議長 他によろしいですか。それでは、事務局からお願いします。

司会 スケジュールの補足であります。次の農業振興審議会の開催につきまして、12月下旬または1月という話を申し上げましたが、今のところ、12月25日。年末の押し迫った中で、大変お忙しいところ恐縮ですが、この辺でぜひ開催したいと考えておりまして、今後調整させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 はい。よろしいでしょうか。

25日はクリスマスですが、どうぞよろしくお願いたいと思いません。

では、他にございませんね。

それでは、本日の審議は、これで終了したいと思います。

これで議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司

会

委員の皆様には御審議いただきまして、誠にありがとうございます。

以上をもちまして、平成 21 年第 2 回福島県農業振興審議会を終了いたします。

(なお、大変お疲れのところ恐縮ですが、委員の皆様には暫時お残りいただきますようお願いをしたいと思います。)

(閉 会)

平成21年度第2回福島県農業振興審議会出席者名簿

福島県農業振興審議会委員

所 属	役 職	氏 名
福島県農業振興審議会	委 員	富 塚 宥 暲
福島県農業振興審議会	委 員	浅 和 定 次
福島県農業振興審議会	委 員	高 田 泰
福島県農業振興審議会	委 員	長 島 俊 一
福島県農業振興審議会	委 員	但 野 忠 義
福島県農業振興審議会	委 員	茂 木 功 一
福島県農業振興審議会	委 員	岸 秀 年
福島県農業振興審議会	委 員	大川原 けい子
福島県農業振興審議会	会 長	千 葉 悦 子
福島県農業振興審議会	委 員	伊 藤 房 雄
福島県農業振興審議会	委 員	鈴 木 里 子
福島県農業振興審議会	委 員	柏 ヒ テ
福島県農業振興審議会	委 員	大 宮 三 枝 子
福島県農業振興審議会	委 員	柏 村 幸 子
福島県農業振興審議会	副 会 長	佐 瀬 正
福島県農業振興審議会	委 員	降 矢 セツ子
福島県農業振興審議会	委 員	武 田 悦 江

福島県農林水産部

福島県農林水産部	技 監	小 野 博
〃	政 策 監	畠 利 行
〃	次長（生産流通担当）	須 永 静 夫
〃	次長（農村整備担当）	松 浦 幹 夫
〃	次長（森林林業担当）	飯 束 昭 三
〃 農林総務課	部参事兼課長	菅 野 盛 雄
〃 農地調整室	室 長	薄 久 男
〃 農林企画課	課 長	高 梨 公
〃 農林技術課	課 長	宍 戸 一 男
〃 農業振興課	課 長	沼 田 光 夫
〃 研究開発室	室 長	川 島 寛
〃 農業担い手課	課 長	芳 賀 績
〃 循環型農業課	副課長（兼）主任主査	沢 田 吉 男
〃 農業経済課	部参事（兼）課長	大 平 正 芳
〃 金融共済室	室 長	細 川 富 美 夫
〃 農産物安全課	課 長	佐 久 間 恒 一
〃 農産物流通課	課 長	田 村 完
〃 水田畑作課	課 長	戸 井 田 和
〃 園芸課	課 長	甲 斐 敬 市 郎
〃 畜産課	主 幹	岩 崎 満 智 夫
〃 水産課	課 長	五十嵐 敏
〃 農村計画課	課 長	梅 村 正 敏
〃 農村振興課	課 長	佐 藤 弘 一
〃 農村環境整備課	課 長	豊 田 裕
〃 農業基盤整備課	課 長	斎 藤 忠 弘
〃 農地管理課	主幹兼副課長	黒 田 研 一
〃 森林計画課	課 長	相 馬 雅 俊
〃 林業振興課	課 長	宍 戸 裕 幸

〃	県北農林事務所	企画部長	稲 留 薫
〃	県中農林事務所	企画部長	佐 藤 新太郎
〃	県南農林事務所	部参事（兼）所長	船 木 秀 晴
〃	会津農林事務所	企画部長	柳 田 敏 雄
〃	南会津農林事務所	所 長	齋 藤 康 博
〃	相双農林事務所	企画部長	浅 野 裕 幸
〃	いわき農林事務所	企画部長	五十嵐 文 明
〃	農業総合センター	所 長	門 馬 信 二